

政策資料

No.314 《復刊209号》
1992年11月1日

卷頭言 篠崎年子 1

〈特集〉共和・佐川問題

○佐川疑惑の初公判について	2
○金丸氏の略式起訴に対して抗議する (談話)	3
○国民は金丸氏を許さない	3
○申し入れ(東京地方検察庁)	4
○" (国税庁長官)	5
[関連資料]	6

〈資料〉

○フランス国民投票の結果について (談話)	22
○小粥正巳公取委員長の就任に寄せて	22
〔シャドーキャビネット関係〕	
○シャドーキャビネット発足一周年に 当たって	24
○学校五日制と教育改革	25
○1992年産畑作物価格決定に関する 申し入れ	26
○1993年経済・財政改革要綱	28

政策の焦点

選挙と争点と政策 46

— 豊かなこと —

全国各地でゴミ問題が多発している。生活によるゴミ、産業廃棄物、さらに原発などによる放射性廃棄物等々、今や大きな社会問題となっている。人間が生活し、工場が操業し、エネルギーを核にした限り、ゴミは必ず出てくる。

に巻き込んだのである。

すなわち、このゴミ問題は、豊かな社会の必然なのである。確かに「豊かさ」は、それなりに求められるべきであろう。しかし、それも限度がある。貴重な環境を壊し、生き物全体の最大の宝である地球までもいためつける、このよ

も「速さ」を求められることが多い。

仕事だってそうであるが、交通機関もそうである。私の住む佐世保市から東京まで、多くの人が飛行機を利用する。いまや交通手段といえば全国的に飛行機と新幹線が主流となっている。社会全体がスピードアップしているのであ

も「速さ」を助長してこなかつたかと言つ

い。仕事だってそうであるが、交通機関もそうである。私の住む佐世保市から東京まで、多くの人が飛行機を利用する。いまや交通手段といえは全国的に飛行機と新幹線が主流となつていて、社会全体がスピードアップしているのであ

り、高齢社会を迎える年寄りを社会のなかにどう位置づけるのか、障害を持つ人とどう向き合つて生きていくのか。ちょっとスピードを落し、生活と心にゆとりと潤いが必要ではないか。

— 多いこと —

発想の転換を

篠崎年子

政策審議会副会長



言頭卷

しかし、ひと昔前までは、一部の大都市を除いて、今日のような大きな社会問題とはならなかつた。社会構造、経済構造の変化とともに、「使い捨て」文化が横行し、産業活動も活発化し、エネルギー消費も多くなつた。その結果が地方都市までも「ゴミ戦争」

うな行為がいつまでも許されるはずはない。このへんで、ただ豊かさを追求する社会から安心・安全へと変貌するため、快適な社会へと変貌するため、生活のあり方、産業のあり方も見直すべき時かもしれない。

— 速い —

この忙しい世の中、なにより

うな行為がいつまでも許されるはずはない。このへんで、ただ豊かさを追求する社会から安心・安全へと変貌するため、快適な社会へと変貌するため、生活のあり方、産業のあり方も見直すべき時かもしれない。

— 速い —

以上に「遅いもの」に対する差別

(参議院議員・しのざきとしこ)

特集

共和・佐川問題

一九九二・九・二二

佐川疑惑の初公判について

い検察官はあらゆる不当な圧力に屈することなく、威信をかけてその職責を全うされるよう国民は強く期待していることを付言する。

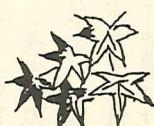
日本社会党
共和・佐川問題等
政治腐敗調査特別委員会
委員長 高沢寅男

一、渡辺被告の特別背任の動機は、竹下自民党総裁実現のために日本皇民党的「ほめ殺し」街頭宣伝をやめさせることを広域暴力団稻川会石井会長に依頼したことによって、巨額の資金提供をせざるを得なかつたものであることが明らかとなつた。

二、金丸問題、金子前新潟県知事問題がここまで進展している段階で、個人名が一切出ないということは不可解である。

三、金丸氏は、渡辺被告との金銭授受を自認した以上、その用途を含め具体的な事實を検察官にたいして供述し、また『政治倫理綱領』に従い「みずから真摯な態度をもつて疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない」はずである。議員辞職等、出処進退も明らかにすべきである。

檢察官は、公判を通じて国民に事件の経過を明らかにする責任があり、今後の公判での責任を果たすべきである。特に渡辺被告の作った裏金の相当部分が有力政治家に渡された事實を徹底的に捜査し、毅然とした主張と立証を行うべきである。このさ



一九九一・九・二五

金丸氏の略式起訴

に對して抗議する（談話）

日本社会党

共和・佐川問題等

政治腐敗調査特別委員会

委員長 高沢寅男

カット

右翼の行動を抑え込むなどの金丸氏の行動
一、金丸氏は佐川事件に関する東京地検の出頭命令・事情聴取を拒否して、上申書の提出・略式起訴による二〇万円の罰金ですまそうとしている。これは法の下にすべての国民が平等である法治国家の原則を犯し、権力者が犯罪上の特権をもつかのように扱われることであって、決して許されるべきことではないばかりか、検察行政の存在価値をも問われるものであり、強く抗議する。

九九一・九・二八

国民は金丸氏を許さない

日本社会党副委員長

共和・佐川問題等

政治腐敗調査特別委員会

委員長 高沢寅男

一、金丸氏は佐川事件に関する東京地検の出頭命令・事情聴取を拒否して、上申書の提出・略式起訴による二〇万円の罰金ですまそうとしている。これは法の下にすべての国民が平等である法治国家の原則を犯し、権力者が犯罪上の特権をもつかのように扱われることであって、決して許されるべきことではないばかりか、検察行政の存在価値をも問われるものであり、強く抗議する。

二、検察当局は、五億円の受領についてだけでなく、その使途についての捜査を実施すべきであり、さらに金丸氏本人も国会の場等において、この五億円の使途について全容を速やかに国民の前に明らかにする責務がある。

三、竹下総裁実現のために暴力団に依頼して

は、民主政治を根底から破壊するものであり、その政治的・道義的責任は余りにも大きく、国際的・国民的觀点からみても、わずかばかりの罰金や副総裁の辞任などではまる問題ではない。議員辞職など、出処進退を明確にすべきである。

一、金子・新潟県知事が一億円をめぐる政治資金規正法違反で正式起訴となり、しかも職を辞したのにたいして、金丸氏は東京地検の出頭命令・事情聴取を拒否したあげく、

平等である法治国家の原則が犯され、余り

にも不平等であり、國民は決して許さないであらう。

二、五億円が渡されたとされている六十余命

の政治資金規正法違反については、その後

少しも明らかにされていない。國会での証人喚問が必要であることは言うまでもないが、検察はこの用途についての捜査・解明についても任務を放棄すべきではない。

申し入れ

一九九一・一〇・五

三、金丸、竹下の両氏が率いる自民党竹下派（経世会）は、驚くべき金権腐敗政治の推進者であつたばかりか、竹下総裁実現のためをはじめとして、ことあるたびに広域暴力団とまで癒着し、その力を借りていたことが判明した。これは日本の民主主義の死な問題である。

活にかかる問題であると同時に、国際政治の中で信頼を回復できるかどうかの重大な問題である。

ことここに至った以上は、竹下派は責任を明確にするとともに、金丸氏も竹下氏も、金子前知事にならって、議員の職を辞するが国民の立場から見れば当然である。

この際、貴職は國民の大きな期待に応えて、いかなる不当な圧力にも屈することなく、次のような疑問点を徹底的に捜査・解明することによって、職責を全うされることを切望します。

貴職の日頃の御苦労は推察しつつも、金丸氏が東京佐川急便の渡辺広康前社長から五億円を受け取ったことに対する処置にたいし

ては、多くの國民が不信の念を強めております。このままでは戦後の検察の歴史に、悪しき前例となる取り返しのつかない汚点を残すことは目に見えています。

「特に、國民がその成り行きに重大な関心を持っている事件については、國民の持つ疑問点すべてを國民に代つて被疑者に聞いただし、公益の代表者としての責務を果たす」ことは貴職に課せられた任務であり、これを果たさないのは「重大な任務背反になる」とする佐藤道夫・札幌高檢検事長の指摘は、的を射た見解であると言わなくてはなりません。

一、渡辺被告がすでに供述したとされる十余人に二十余億円の行方についても、捜査を断念することなく、徹底解明して、國民の前に明らかにすること。

一、贈収賄にかかる「職務権限」については、大臣や次官に限るかのようない解釈

記

一、すでに提出された金丸氏の上申書は公表するとともに、あらためて五億円の用途について

金丸氏の出頭を求め、渡されたとされる六十余名の名前と金額などを、事情聴取によって具体的に解明すること。五億円の一部または全部について、所得税法違反にならないかどうかをも明確にすること。

一、金子前新潟県知事にからむ三億円の献金のうちの一億円についても、知事が辞めることとなつた一億円問題よりもはるかに重大な問題の疑いもあるところであり、不明なまま終わらせることがなく、その使われ方を明らかにすること。

ではなく、実質的に大きな職務権限をもつ

政権与党の役員や有力者についても適用を

拡げるとともに、佐川疑惑の贈収賄問題に

ついても徹底的に捜査を遂行すること。

以上強く申し入れる。

日本社会党
共和・佐川問題等

政治腐敗調査特別委員会
委員長 高沢寅男

う要請し、左記の事項につき申し入れます。

記

東京地方検察庁

検事正 増井清彦 殿

一九九二年一〇月五日

一九九二年一〇月一二

申し入れ

一、東京佐川急便等の金丸信衆議院議員等に対する政治献金は、政治家個人の所得として確定申告されているのか、政治団体が税務上の申告をしているのか、金額、使途等について如何なる申告がなされているのか、納税は適切に行われているのか等について確認し、合わせてその使途等の実態について早急に調査すること。

一、税務上の申告が適切になされていなかつたり、脱税等の事実が確認できた場合は、税務執行の面で厳正に対処するとともに、その事実を公表すること。

以上、申し入れます。

一九九二年一〇月一二日

日本社会党

共和・佐川問題等

政治腐敗調査特別委員会

委員長 高沢寅男

国税庁長官

土田正顕 殿

東京佐川急便事件にかかる巨額の政治献金問題は、政治的・社会的に大きな問題となつております。金丸信衆議院議員及び金子清前新潟県知事が、それぞれ政治資金規正法違反に問われ、前者は量的違反の罪で略式起訴され二〇万円の納付を命じる略式命令に従いすでに納付し、後者は虚偽記載の罪を問われております。この間の不可解な経過と不適切とも思える処置の結果、多くの国民が政治ばかりでなく、「法治」に対してさえも不信をもつという深刻な事態に至っています。とりわけ金丸信氏に対しては、問題にされた五億円という金額に比してあまりにも軽微な処罪

にすぎると各方面から指摘されております。また、この金丸信氏の五億円献金問題については、政治資金規正法違反とは別に、その資金授受の実態や使途等が公にされていないことから、課税上の問題、すなわち脱税の疑惑も現状では否定できないのではないかと思われます。

したがって、私たちは、政界有力者であれば政治資金を隠れ蓑にして巨額の課税逃れが黙認されるかのような印象を国民に与えることは、税務執行への信頼維持の面からも回避すべきことと考え、国税当局に対し、今回の政治献金問題等についても厳正に対処するよ

〔関連資料〕

一九九一・九・一三

冒頭陳述で明らかになつた点

一、渡辺と石井の接点

北祥産業社長・庄司宗信が東和商事の社長として銀座にクラブ「花」を経営していた時同じ客として来ていた渡辺・石井の接点ができた。昭和六〇年正式に渡辺と石井を引合せた。

二、佐川清と渡辺広康の確執

昭和六〇年ごろから経営方針をめぐって対立。（当時の東京佐川の株は渡辺36%・佐川清および清和商事で64%）

三、石井と渡辺と政治家（金丸）

昭和六二年九月ごろから（金丸が）右翼団体の活動に苦慮。渡辺が石井に解決を依頼。解決。

四、石井と佐川清

昭和六三年三月石井らを渡辺が引きつれて京都の佐川邸に案内、ひきあわせた。（渡辺と稲川会との関係を誇示）

平成元年四月石井、庄司が佐川を訪ね。（渡辺擁護）

五、渡辺と松沢（いわゆるキックバック）

平成元年四月～平成二年一二月までの間に一七億五〇〇〇万を松沢からうけとり、その一部親交のあった政治家に献金。

ハワイのマンション代金二億七〇〇〇万を松沢に支払わせた。

六、渡辺、小針、金丸の関係

東京佐川の不正債務保障が表ざたになるのを避けるため、平成三年六月小針の口ききで渡辺が後ろだてと頼んでいた政治家（金丸）と会って金融機関に対する融資の口ぞえを依頼。（金丸が三和銀行頭取に電話）

七、渡辺、小針、金丸、佐川清の関係

平成四年一月上旬、小針が政治家（金丸）を訪ね、渡辺への告訴をとりやめるよう、佐川清に電話する事を頼む。（金丸）が佐川清に電話するが佐川は電話にでなかつた。

一九九二・九・二十五

金丸氏の出頭拒否・
略式起訴に関するわが党の態度

日本社会党共和・佐川問題等
政治腐敗調査特別委員会

検察官は、同被疑者から被疑事実について、何らの事情聴取（取調）をなすことなく、被疑事実を認める内容の上申書を提出したのみで略式起訴とし、一件落着を目論んでいる。

しかしこのような事件処理は憲法十四条及び三十一条に反するのみならず、刑事訴訟法に違背し、日本の刑事司法に対する国民の信頼を著しく損なうものであつて到底許されない。

すなわち法の前には国会議員であろうと、有力者であろうと市井の庶民であろうと平等でなければならないところであり、現時点では実質上の最高権力者であろうとも、彼が犯罪を犯したと疑う相当の理由ありとの嫌疑をかけられた以上、一国民として検察官の取調を甘受しなければならないとの原理は刑事司法の当然の前提である。

社会的身分や門地・性別・人種等によって犯罪を犯したとしても、取調べられもしくは公判請求をされない一群の特権集団の存在を許すかのような取扱いがなされるとすれば、刑事司法の自殺行為であると言わなければならない。

また、刑事訴訟法第四六一条の二によると検察官が略式起訴という

処理を行う場合には、検察官は被疑者に「略式手続を理解させるために必要事項を説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げた上略式手続によることについて、異議がないかどうかを確かめなければならない」旨定めていることであり、検察官が略式手続により処理しようとする場合には、被疑者に直接確認しなければならないことが要件となっているのであって、弁護人を介しもしくは他の方法で擅に「同意書」を入手し、これを添付したとしても前同条1項の要件を充足せず、同四六三条一及び二項にいう手続きに重大な瑕疵のある略式命令請求となり、受訴裁判所は審判をしなければならぬことは明らかである。

以上の通り仮に検察官が金丸代議士の取調べを行わず、もしくは刑事訴訟法第四六一条の二にもとづく手続を行わないまま、略式命令の請求をなすことは、刑事訴訟法上も許されない。

検察官はこのようない明白な違法の事件処理を行わないこと、また受訴裁判所は同意書が同法第四六一条の二にもとづく手続が措られていいるか否か調査し、もしそのようない手続が措られない場合には、略式命令をしないよう強く注意を喚起する。

相が調査を約束。

一九七八年 佐川グループ四社、五億三〇〇〇万円の脱税で摘発。

一九八一年 佐川グループ四社、五億三〇〇〇万円の脱税で摘発。

一九八二年 佐川グループ四社、五億三〇〇〇万円の脱税で摘発。

一九八三年 佐川グループ四社、五億三〇〇〇万円の脱税で摘発。

一九八四年 佐川グループ四社、五億三〇〇〇万円の脱税で摘発。

一九八五年 佐川グループ四社、五億三〇〇〇万円の脱税で摘発。

一九八六年 佐川グループ四社、五億三〇〇〇万円の脱税で摘発。

一九八七年 佐川グループ四社、五億三〇〇〇万円の脱税で摘発。

一九八八年 佐川グループ四社、五億三〇〇〇万円の脱税で摘発。

一九八九年 佐川グループ四社、五億三〇〇〇万円の脱税で摘発。

一九九〇年 佐川グループ四社、五億三〇〇〇万円の脱税で摘発。

一九九一年 佐川グループ四社、五億三〇〇〇万円の脱税で摘発。

一九九二年 佐川グループ四社、五億三〇〇〇万円の脱税で摘発。

一九九三年 佐川グループ四社、五億三〇〇〇万円の脱税で摘発。

一九九四年 佐川グループ四社、五億三〇〇〇万円の脱税で摘発。

一九九五年 佐川グループ四社、五億三〇〇〇万円の脱税で摘発。

一九九六年 佐川グループ四社、五億三〇〇〇万円の脱税で摘発。

一九九七年 佐川グループ四社、五億三〇〇〇万円の脱税で摘発。

一九九八年 佐川グループ四社、五億三〇〇〇万円の脱税で摘発。

一九九九年 佐川グループ四社、五億三〇〇〇万円の脱税で摘発。

二〇〇〇年 佐川グループ四社、五億三〇〇〇万円の脱税で摘発。

二〇〇一年 佐川グループ四社、五億三〇〇〇万円の脱税で摘発。

二〇〇二年 佐川グループ四社、五億三〇〇〇万円の脱税で摘発。

佐川急便グループ献金事件の経緯

一九六〇年 有限会社佐川急便設立。

一九七七年 佐川急便を脱税で摘発。

五・二 衆議院運輸委員会で社会党の久保三郎氏が佐川急便をとりあげる。

「佐川が路線トラックとどちらがうのか」……運輸

一九八六年 中京佐川小牧流通センター完成

横浜労働基準監督署は横浜佐川急便を労働基準法違反

容疑で書類送検。

四・四 自民党建設部会規制緩和検討小委員会報告（中川秀直）

一六一通達の原案となる。

一二・二 一九八八年

一・一八

新行革審が「公的規制のあり方に関する小委員会」
(ヤマト小倉相談役ら)

- 六・一〇 旧行革審が最終答申
六・一九 佐川グループが五年間で六〇億円の申告もれ――一〇
数億円の追徴

八・一〇 労働省が愛知と神奈川の佐川を強制捜査。

- 八・二 建設省六一通達トラックターミナルの建設促進
九・一三 新潟県の君知事が黒崎を地域指定。

- 一〇・一 新潟知事選一億四四〇〇万円(貸付金)
一〇・二三 新潟・黒崎土地取得事前協議。

- 一一・二六 新潟・黒崎認可通知(知事→町長)

- 一二・一六 参議院運輸委員会で安恒議員が質問(労働基準法違反
について――橋本運輸大臣「私も啞然としている」)

- 一九八七年 一二・一六 参議院運輸委員会で安恒議員が質問(労働基準法違反
について――橋本運輸大臣「私も啞然としている」)

一九八九年

一・一

九州佐川急便一億一〇〇〇万円の脱税摘発。
物流二法案を国会に提出。

- 二・二三 佐川グループ七社、運輸省より五三〇日車分の車両停止等の大型行政処分を受ける(過重労働、道路交通法違反)。

グループ全八二社に対する特別監査の処分第一弾。

- 三・三〇 佐川グループへの行政処分第二弾。四九社に三一五〇日車分の使用停止。

- 四・一〇 臨時行政改革推進審議会(現行革審)設置。

- 五・一九 佐川グループへの行政処分第三弾。一一〇社に一二四七日車分の使用停止、四社に警告。

- 六・一一 清和商事の佐川正明社長が「過重労働」で運輸省に呼ばれ、異例の業務改善警告を受ける。

*運輸省は一九八六年暮れからグループ全八一社を特別監査して行政処分を行ったが各社の対応に遅れが見

られることから……。

一二・三 一九八九年

一・一九

自民党総裁選竹下登総裁選出

五・一 二〇・一

*物流についても規制のあり方を検討

- 五・一 二〇・一 運輸政策審議会物流部会

- 五・一 二二・一 物流部会意見とりまとめ。

- 五・一 二二・一 新行革審「公的規制の緩和等に関する答申」

- 五・一 二二・一 *物流については運輸政策審議会物流部会の基本的な考え方を改革方策の骨子として提示。

- 五・一 二二・一 規制緩和の推進要求を閣議で決定。

- 五・一 二二・一 東北佐川一五〇〇万円送金(社長解任裁判、経理課長証言)

- 五・一 二二・一 新行革審の「公的規制のあり方に関する小委員会」が「公的規制の緩和等の推進状況に関する報告」佐川清が運輸大臣に呼ばれる。

- 五・一 二二・一 参議院運輸委員会、安恒議員が質問。

- 五・一 二二・一 佐川グループ二社の物流二法成立。

- 五・一 二二・一 清和商事の事業実態に対し、運輸省の指導。

- 一九九〇年 四・一 一〇・一 清和商事、京都佐川急便と合併
一九九〇年 四・一 一〇・一 大阪佐川急便、中山元運輸相に政治資金規制法違反の

政治献金（一〇〇〇万円）。

問することを明らかにした。

一〇・
ウエスト通商（稻川会系企業）摘要（融資）ノンバン

ク（東京佐川の債務保証）

物流二法施行。

一九九一年

二・九州佐川急便、会社ぐるみでの道路交通法違反営業が

発覚

六・ 東京佐川急便、広域暴力団「稻川会」系企業への融資

が発覚。

七・一 渡辺 康社長と早乙女潤常務解任
二二二 特別販賣部長二号下。

佐川清会長、脱税資金で取得した土地を暴力団「会津

「小鉄」系企業に売却が判明。

更正也當時雙刃二三事見于雙全曰累は更正元日思更の度

辺広康前社長、早乙女潤前常務を、商法違反（特別背

任) の容疑で逮捕・強制捜査に踏み切った。

八・三
金子知事の八九年當時の政治団体の幹部は三一田ま
で、更に地盤持東郷の間で二付く三意田のりら一意

円の受領を認める供述を始めた模様

九・一
金子新潟県知事、辞表を提出（八九年六月の新潟県知

事選で陣営が佐川急便ケループか

九・二 東京地檢特搜部、金丸信前自民黨副総裁（佐川急便の

渡辺広康元社長から五億円を受領した)の参考人聴取に向け、同氏周辺との接触を始めた模様

九・二　社会党首脳、金丸信・前自民党副総裁を国会に証人喚

新潟県知事選挙（一九八九年六月）で、佐川急便グループから金子清知事陣営に三億円が提供されたとの疑惑をめぐり、東京地検特捜部は六日までに、政治資金規制法の虚偽記入容疑に絡んで、金子氏本人から事情聴取をはじめた模様。

金子氏は、佐川急便グループからの一億円受領と、政治資金の虚偽記入に関与していたことを認める供述をした模様。

参議院決算委員会で、渡辺美智雄副総理・外相、奥田敬和運輸相ら一七閣僚全員が佐川献金の受領を否定。東京地検特捜部は、金丸信代議士に対し、政治資金規制法の量的制限違反で立件する方針を固めた模様。

金子新潟県知事の辞任、臨時県議会で認められる。東京地検特捜部は、一一日までに金丸信代議士に対し、周辺を通じて出頭を要請した。

一九九〇年二月の総選挙前に東京佐川急便の渡辺広康元社長から五億円の献金を受けたとされる金丸信代議士の周辺の関係者は、「竹下派の六〇数人の代議士に配られた。」と東京地検特捜部に供述している模様。

最高検、東京高検は一七日までに、金丸氏本人の立件に向けた東京地検の捜査方針を了承した模様。

東京佐川急便の元社長・渡辺広康被告から金丸信代議士側に提供された五億円の原資は、取引先の平和堂グループ各社に対して違法な債務保証をした見返りとして、同グループの元代表・松沢泰生被告＝いずれも商法の特別責任罪で起訴＝から還流した資金だったこと

が明らかとなる。

九・一九 佐川急便グループが一九八九年八月の京都市長選で立候補を予定していた京都市右京区の病院理事長、泉谷守氏に二億円を提供していたことが、関係者の話で明らかになった。

九・一九 金丸信代議士の側は一九日までに、五億円については金丸氏個人への献金であり、金丸氏本人に政治資金規制法の量的制限違反があったことを認める上申書を東京地検特捜部に提出する方向で検討を始めた模様。略式起訴による罰金納付での落着を図る狙いと見られる。

九・二一 東京地検特捜部、金丸氏本人が政治資金規制法の量的制限違反の容疑を認めるか否かについて、二四日をめどに回答するよう「最後通告」の形で要請した模様。

九・二二 東京佐川急便事件の初公判、東京地裁で開かる。(元社長・渡辺広康被告ら三人に対する商法違反・特別背任一の罪)

九・二三 金丸信代議士の弁護人、安部昌博弁護士、地検あての上申書の作成に着手。

九・二四 金丸氏、二四日までに、五億円について金丸氏個人への献金であり、政治資金規制法の量的制限に違反していたことを認め、略式起訴に応ずるとの意向を検察当局に伝えた。

九・二四 金丸信氏の弁護人が、二四日夜、金丸氏に政治資金規制法の量的制限違反があつたことを認める上申書の文書を、東京地検特捜部に示した。一九九〇年二月の総選挙の前に、五億円を受領し、派閥の多くの同士に配つたなどとしている。

九・二五 金丸氏、二五日午後、弁護士を通じ、同氏の署名の入

った正式な上申書を東京地検特捜部に提出、受理された。安部昌博弁護士によると、上申書は、五億円は金丸氏あての個人献金であつたこと、受け取った時期は一九九〇年の総選挙前だったとし、政治資金規制法違反の容疑を認めた内容となつていて

九・二六 最高検、東京高検、東京地検、は二六日までに首脳による協議を行い、金丸信代議士は略式起訴、金子清・前新潟県知事は在宅のまま正式起訴することで意思統一を図った模様。

九・二六 竹下派の小沢一郎会長代行は金丸信・同派会長を訪ね、会長代行の辞表を提出した。

一〇・七 小沢一郎・竹下派会長代行 辞表を撤回。

一九九一・九・八

新潟知事選挙・金子清陣営の 政治資金収支報告書の検討

日本社会党・共和佐川問題等政治腐敗調査特別委員会

新潟現地調査団事務局

一、調査目的

一九八九年(平成元年)六月四日執行の新潟知事選挙をめぐる、いわゆる「佐川マネー」が金子清陣営に計三億円流れたという問題に関して、調査団は新潟県選挙管理委員会において、関係政治団体等の収支報告書を閲覧し、どのような経理処理が行われたかについて調査を行つた。

特に報道によれば

①自由民主党新潟県支部連合会から金子清知事の後援団体である「清新で活力ある県政をすすめる会」に対して行われたと記載される、五月一〇日の五〇、一一七、五六〇円の寄付と
 ②「清新で活力ある県政をすすめる会」から近藤元次自民党県連会長（当時・現内閣官房副長官）の後援団体に対して行われたと記載される、一二月八日の一〇、〇〇〇、〇〇〇円の寄付は、虚偽の記載であり、政治資金規制法違反として立件する見込みとの事なので特に、この点に注目した。

2、関係政治団体一覧表

自 民 党	
名 称	自由民主党新潟県支部連合会
住 所	新潟市新光町一五—五
代 表 者	近 藤 元 次
会計責任者	布 施 康 正
事務担当者	渡 辺 岩 保
電 話	〇二二五—二八五—五〇一一

金子清関係	
名 称	清新で活力ある県政をすすめる会
住 所	新潟市西堀前通り六一九〇二 第二西堀ビル
代 表 者	大久保 政 賢
会計責任者	小沢 興 栄
事務担当者	渡 辺 岩 四 郎
電 話	〇二二五—二八五—五〇一一

これら関係政治団体等間の主な金の流れは次のようになる
 一、自民党と金子陣営

五・一〇 自民県連→清新で活力ある県政をすすめる会

五〇、一一七、五六〇（虚偽）

五・八 自民県連→金子候補

一〇、〇〇〇、〇〇〇

二、金子陣営内部

八・一〇 新潟県の発展をめざす会→清新で活力ある県政をすすめる会

五八、八九一、〇〇〇

二二・二八 清新で活力ある県政をすすめる会→金子後援会

二八、三八三、八四九

三、金子陣営と近藤県連会長関連

一一・八 清新で活力ある県政をすすめる会→元友会

一〇、〇〇〇、〇〇〇

名 称	電 話	無 記 載
金子清後援会		
新潟市西堀前通り六一九〇二 第二西堀ビル		
南 雲 達 衛		
小 沢 興 栄		
渡 辺 岩 四 郎	〇二二五—二二四—三六一四	
近藤元次関係		
新潟市万代一一一三三三		
大 坂 岩 吉		
計 良 紳 一		
〇二二五—二四三一四三四六		

四、自民党と近藤県連関連

近藤元次→自民党県連

五六九、〇〇〇

五・六

自民県連→元友会

一、〇〇〇、〇〇〇

八・二三

自民県連→元友会

一、〇〇一、〇〇〇

六・九

自民県連→元友会

一、〇〇〇、〇〇〇（？）

（元友会に記載あり、自民県連に記載なし
再確認の要あり）

虚偽記載のあったとされる関係団体は

1. 自民県連、2. 清新で活力ある県政をすすめる会、3. 元友会

となるので、この三団体について検討すると、

自民県連のこの年度の収入総額は、三五二、一六四、八一六円

（前年度繰越金あり、問題なし）

五・一〇の「自民県連」から「清新で活力ある県政をすすめる会」への五〇、一一七、五六〇円の寄附が虚偽だとすると、当然に支出が五〇、一一七、五六〇円減る事となるが、次年度への繰り越し金を明白にし、平成二年度の同県連にも繰り越し額が明記されている以上、どのように説明するのであるうか。

この五〇、一一七、五六〇円が、他の名目で支出されているのであれば、それはどの費目なのか。支出のうち経常経費の合計は、七八、六七四、七六九円であり、政治活動費の合計は、二八三、九四〇、五三三円であるが、政治活動費の内訳、費目別に明細が記載されており、五〇、一一七、五六〇円もの金額が単なる記載上のミスと説明するのは、不可能であろう。

同様のこととなるが、「清新で活力ある県政をすすめる会」の総収入は、一一七、三〇八、五六〇円であり、総支出も同額。次年度繰越金なし。



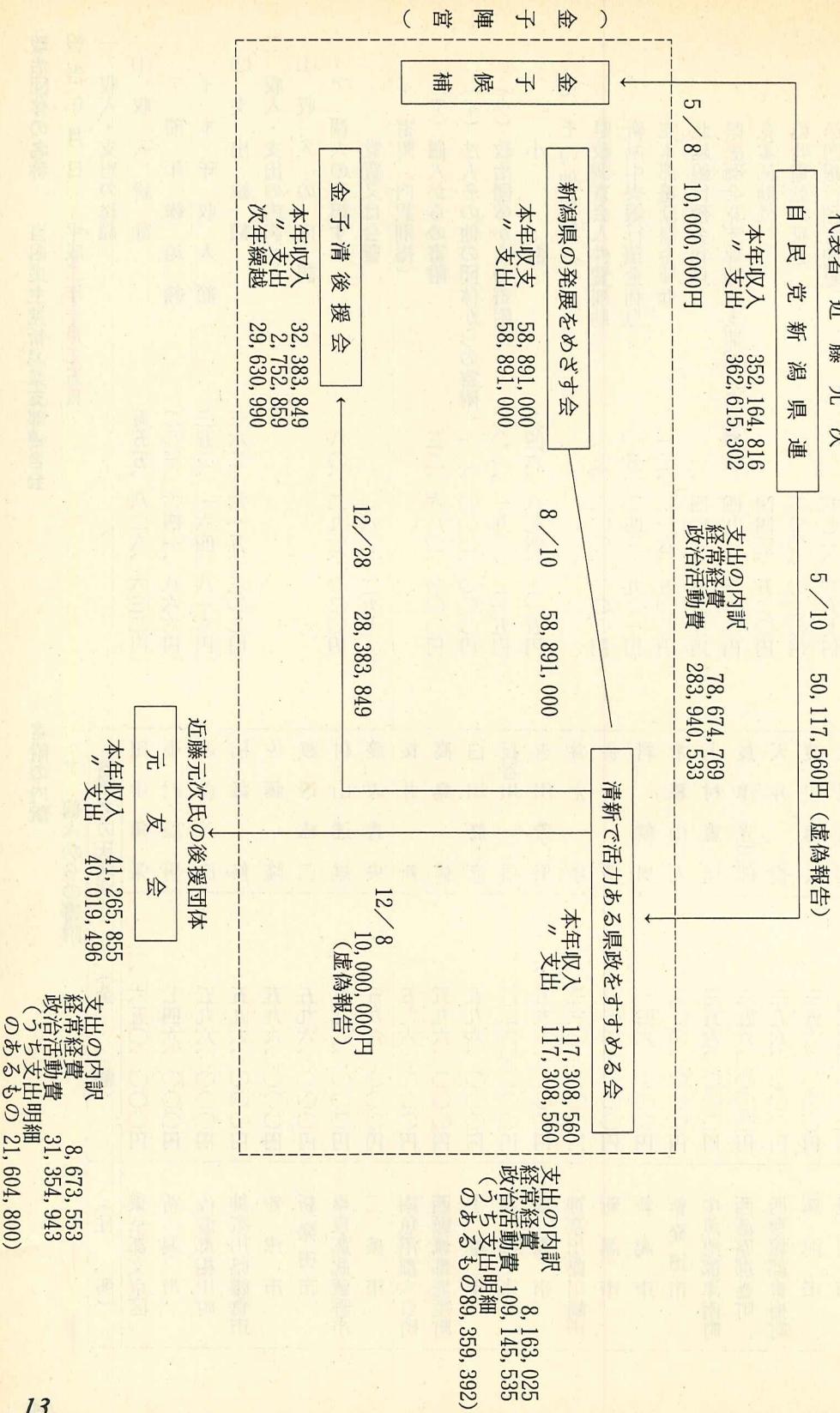
という事では、支出とのバランスで全く説明がつかなくなってしまう。

同会の支出は経常経費八、一六三、〇二五円、政治活動費一〇九、一四五、五三五円である。政治活動費のうち八九、三九五、三九二円分について支出先が明らかとなっており、収入より支出が多いにもかかわらず、次年度に繰り越し金ゼロとなっている。

さらに、元友会についても総収入四一、二六五、八五五円であるが、このうち一〇、〇〇〇、〇〇〇円が虚偽であるとすれば支出総額は四〇、〇一九、四九六円（経常経費八、六七三、五五三円、政治活動費三一、三四五、九四三円）であるので、支出が収入より多くなってしまい、これまた説明ができなくなってしまう。

以上のように、これら三団体の收支報告書を検討すると、自民県連、金子陣営、近藤代議士関係者ぐるみのデータラメぶりが明らかとなる。

平成元年新潟県知事選舉に関する政治資金の動き



政治団体の名称　自由民主党新潟県支部連合会

報告年月日 平成二年一月二五日

岩古武布中高巒猪小笠細馬広星中相丸三須増中滝白東石斎滝亘梁
村川田施川山田股原貝場井野野川山富藤子原口沢山井藤口取
卯一郎涉夫正平巖弥郎男也郎男夫清松保一也一郎一郎機修三介郎隆

三島郡寺泊町 中蒲原郡龜田町 岩船郡朝日村 新発田市
三条市 上越市 村上市 柏崎市
新潟市 北蒲原郡中条町 上越市
刈羽郡西山町 十日町市
新井市 新潟市
佐渡郡小木町 長岡市
小千谷市 新潟市
板尾市 長岡市
長岡市 燕市
兩市 新津市
白市 根市
長岡市 岡市
西蒲原郡黒崎町 中頸城郡頸城村 佐渡郡新穂村
新発田市 上越市

ア 経 常 経 費

(ア) 人 件 費	六一、〇三〇、三五八円
(イ) 光 熱 水 費	二六、八八七、一一五円
(ウ) 備品・消耗品費	四、一三三、五一九円
(エ) 事 務 所 費	一〇、六二四、七七七円
小 計	七八、六七四、七六九円

イ 政 治 活 動 費

(ア) 組 織 活 動 費	一〇五、二〇六、九八五円
(イ) 選 挙 関 係 費	三八、五〇七、三五五円
(ウ) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	六九〇、八三〇円
a 宣 伝 事 業 費	六九〇、八三〇円
(エ) 調 査 研 究 費	四、一七六、八八五円
(オ) 寄 附 ・ 交 付 金	一三一、〇二四、五六〇円
(カ) そ の 他 の 経 費	四、三三三、九一八円
小 計	一八三、九四〇、五三三円
合 计	三六二、六一五、三〇一円

寄附・交付金の金額のうち寄附金の内訳

金額	日 時	相 手	先
一、〇〇〇、〇〇〇	五・六	三条渡辺経済クラブ	
一、〇〇〇、〇〇〇	五・六	秀央会	
二、〇〇〇、〇〇〇	五・六	桜井新事務所	
二、〇〇〇、〇〇〇	五・六	沢童会	
二、〇〇〇、〇〇〇	五・六	元友会	
二、〇〇〇、〇〇〇	五・六	山柴会本部	
二、〇〇〇、〇〇〇	五・六	周山会	
二、〇〇〇、〇〇〇	五・六	渡辺絃三後援会	
一、〇〇〇、〇〇〇	五・六	絃友会	

政治団体の名称 清新で活力ある県政をめざす会

報 告 年 月 日 平成二年四月二六日

1 収入・支出の総額

(1) 収 入 総 額

一一七、三〇八、五六〇円

○円

(2) 支 出 総 額

一一七、三〇八、五六〇円

2 収入・支出の内訳

(1) 収 入 の 内 訳

ア 寄 附 (内訳別掲)

(ア) 法人その他の団体からの寄附 八、三〇〇、〇〇〇円

(イ) 政治団体からの寄附 一〇九、〇〇八、五六〇円

合計
(寄附の内訳)

一一七、三〇八、五六〇円

政治団体の名称
新潟県の発展をめざす会

報告年月日 平成二年四月二六日

その他の寄附	八、三〇〇、〇〇〇円
(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)	
新潟県の発展をめざす会	
自由民主党新潟県支部連合会	五八、八九一、〇〇〇円
小計	一〇九、〇〇八、五六〇円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 人件費	五〇、一一七、五六〇円
(イ) 光熱水費	新潟市
(ウ) 備品・消耗品費	
(エ) 事務所費	二、八五六、〇〇〇円
小計	四〇八、九三五円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	一、九五四、七二一円
(イ) 選挙関係費	二、九四三、三六九円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	八、一六三、〇二五円
a 宣伝事業費	五三、三七二、八一五円
(エ) 寄附・交付金	一六、六七九、四八一円
(オ) その他の経費	六七九、三九〇円
合計	三八、三八三、八四九円
小計	一一九、一四五、五三五円
合計	一一七、三〇八、五六〇円

ア 政治活動費	五八、八九一、〇〇〇円
(ア) 寄附・交付金	五八、八九一、〇〇〇円
合計	五八、八九一、〇〇〇円
(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) 政治活動費	五四、四四一、〇〇〇円
その他の寄附	四、四五〇、〇〇〇円
イ 政治活動費	
(ア) 政治活動費	五四、四四一、〇〇〇円
その他の寄附	四、四五〇、〇〇〇円
イ 政治活動費	
(ア) 政治活動費	五四、四四一、〇〇〇円
その他の寄附	四、四五〇、〇〇〇円
合計	五四、四四一、〇〇〇円
(1) 収入の内訳	
ア 寄附(内訳別掲)	
(ア) 法人その他の団体からの寄附	五八、八九一、〇〇〇円
(イ) 政治団体からの寄附	五八、八九一、〇〇〇円
合計	五八、八九一、〇〇〇円
(2) 収入・支出の内訳	
ア 支出総額	五八、八九一、〇〇〇円
イ 本年収入額	五八、八九一、〇〇〇円
ア 前年繰越額	五八、八九一、〇〇〇円

政治団体の名称 金子清後援会

(ア) 組織活動費 合計

二、一六二、八五九円
二、七五二、八五九円

報告年月日 平成二年四月二六日

1 収入・支出の総額

○円

(1) 収入総額
ア 前年繰越額

三一、三八三、八四九円
二、七五二、八五九円

1 収入・支出の総額
ア 前年繰越額

○円

(2) 支出総額
イ 本年収入額

(1) 収入・支出の内訳
ア 寄附(内訳別掲)

(ア) 法人その他の団体からの寄附
(イ) 政治団体からの寄附

四、〇〇〇、〇〇〇円
二八、三八三、八四九円

合計

(寄附の内訳)
ア 法人その他の団体からの寄附
イ 政治団体からの寄附

その他 四、〇〇〇、〇〇〇円
(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)

清新で活力ある県政をすすめる会

二八、三八三、八四九円 新潟市

(2) 支出の内訳
ア 経常経費

(ア) 人件費 八四、九二〇円
(イ) 備品・消耗品費 一九五、六四七円
(ウ) 事務所費 三〇九、四三三円
五九〇、〇〇〇円 小計

イ 政治活動費

政治団体の名称 元友会

(ア) 組織活動費 合計

二、一六二、八五九円
二、七五二、八五九円

報告年月日 平成二年四月二七日

1 収入・支出の総額
ア 前年繰越額

○円

(2) 支出総額
イ 本年収入額

(1) 収入・内訳
ア 寄附(内訳別掲)

(ア) 法人その他の団体からの寄附
(イ) 政治団体からの寄附

イ その他の収入

合計 一〇〇万円未満の収入

二八、一〇〇、〇〇〇円
一三、〇〇〇、〇〇〇円
四一、一〇〇、〇〇〇円

小計

ア 法人その他の団体からの寄附
(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)

その他 (株) 近藤組 一、五〇〇、〇〇〇円
合計 二六、六〇〇、〇〇〇円

(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)

イ 政治団体からの寄附

合計 二八、一〇〇、〇〇〇円

四一、二六五、八五五円

ア 経常経費
(ア) 人件費 八四、九二〇円
(イ) 備品・消耗品費 一九五、六四七円
(ウ) 事務所費 三〇九、四三三円
五九〇、〇〇〇円 小計

イ 政治活動費

(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)

自由民主党新潟県支部連合会

三、〇〇〇、〇〇〇円 新潟市

清新で活力ある県政をすすめる会

一〇、〇〇〇、〇〇〇円 新潟市

小計

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 人件費

(イ) 備品・消耗品費

(ウ) 事務所費

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費

a 宣伝事業費

(ウ) 寄附・交付金

合計 小計

一、二七七、四三〇円	五、八九〇、八二六円	一、五〇五、二九七円	八、六七三、五五三円
佐藤 隆(二区)	渡辺 秀央(三区)	星野 行男(三区)	星野 行男(三区)
(死去)	(死去)	(死去)	(死去)

二七、五五六、九六三円	二、一一七、四八〇円	二、一一七、四八〇円	三一、三四五、九四三円
桜井 新(三区)	山村 達雄(三区)	山村 達雄(三区)	白川 勝彦(四区)
(落選中)	(落選中)	(落選中)	(落選中)

新世紀研究会	新時代研究会	自由社会研究会	下越経済懇話会
山紫会 水明会	(この二つはその他)	渡辺紘三後援会 紘友会	長谷川信後援会
青年政治研究会			
東京勝友会			

新潟関係国會議員指定団体一覧

元友会 藤政会 藤友会

元年分新渴選管管轄政治団体に対する寄付

〈参考資料〉

佐川急便グループの営業所等に係る都市計画法違反事例について

(社会党の要求により調査され明かになったもの)

運輸省 平成4年9月17日現在

事業者名	所在地	違反事由	是正状況
1. 青森佐川急便(株) 弘前営業所等	青森県弘前市大字鏡岡字鶴田 26-1	路線トラック施設→区域トラック(賃借) S57.8.10 事変認可 §43違反(用途変更許可)	是正指導中(事業者において 移転先選定中)
2. 群馬佐川急便(株) 本社営業所等	群馬県高崎市萩原町屋敷間18	路線トラック施設→区域トラック(賃借) S58.7.30 事変認可 §43違反(用途変更許可)	H4.8.24 移転認可済
3. 茨城佐川急便(株) 本社営業所等	茨城県水戸市美川町字丹下一の牧 2131-315他	路線トラック施設→区域トラック(賃借) H3.12.27 事変認可 §43違反(用途変更許可)	H4.3.23 移転認可済
4. 茨城佐川急便(株) 下館営業所等	茨城県下館市大字神分弁天132他	路線トラック施設→区域トラック(賃借) H3.4.3 事変認可 §43違反(用途変更許可)	H4.4.24 移転認可済
5. 土浦佐川急便(株) 鹿島営業所等	茨城県鹿島郡鹿島町大字根三田 字野田1469-3他	工場(S2.9開発許可あり) →区域トラック(賃借) S58.1.10事変認可 §42違反(用途変更許可) →路線トラック(賃借) S58.9.6事変認可 §42違反(用途変更許可)	H4.9.17 移転認可済 H4.8.5 用途変更許可済
6. 北関東佐川急便(株) 草加営業所等	埼玉県越谷市谷中町4-18-1他	農業用倉庫→区域トラック(賃借) H元.4.1 事変認可 (開発許可不要) §43違反(用途変更許可)	H4.4.13 移転認可済
7. 美穂運輸・ 秋庭運送(有) 本社営業所等	埼玉県三郷市半田上ノ割26-1他	路線トラック施設 →区域トラック(賃借) 〔美穂…H3.6.10 §43違反(用途変更許可) §43違反(用途変更許可)〕	秋庭運送 H4.8.25 移転認可済 H4.8.7 移転認可済
8. 滋賀佐川急便(有) 竜王営業所等	滋賀県蒲生郡竜王町大字七里799	路線トラック施設→区域トラック(賃借) S61.12.23 事変認可 §43違反(用途変更許可)	是正指導中(事業者において 移転先選定中)
9. 大阪佐川急便(株) 北大阪営業所等	大阪府茨木市南安威1-9-16他	倉庫(S4.3建築許可あり) →区域トラック(賃借) S61.4.9 事変認可 →S62年頃隣接地に無許可建築等	H4.5.11 原状回復確認済
10. (有)松山佐川急便 本社営業所等	愛媛県松山市南高井町178-1他	路線トラック施設→区域トラック(賃借) S56.10.12 事変認可 §43違反(用途変更許可)	是正指導中(事業者において 移転先選定中)

資

料



一九九二・九・二〇

フランス国民投票の結果について

(談話)

日本社会党中央執行委員長

田辺 誠

一九九二・九・二四

CEなどのヨーロッパ地域協力の先例を生かしながら、アジア太平洋において経済、政治、安全保障の分野で地域協力が進むように、イニシアチブを發揮していくべきである。さらに、アジア・ヨーロッパ・北米の間で排他的な地域主義を排して、開かれた地域間協力を促進していく必要がある。

小粥正巳公取委員長の就任に寄せて

——公正取引委員会と独占禁止法の

今後のあり方について ——

日本社会党政策審議会

会長

早川 勝

経済政策調査会事務局長

小岩井 清



昨日で退任した梅澤節男前公正取引委員会委員長にかわって本日、小粥正巳新委員長が就任した。社会党は公正取引委員会の独立性という観点から、歴代委員長・委員が大蔵省などの特定の経済官庁出身者によって占められてきた慣行を改めると主張し、この人事

1. 本日行われたフランスの国民投票でマーストリヒト条約が支持されたことは、国家の枠組みを超えて経済的、社会的、政治的な地域統合を実現するという目標に向け、ヨーロッパが歴史的な一步を踏み出したことを意味しており、わが党はこの国民投票の結果を心より歓迎する。今後、今回のフランス国民投票の結果を受け、他のヨーロッパ諸国でも同条約の批准が進むことを期待したい。
2. 本日の国民投票の結果は、ミッテラン大統領、ドロールEC委員長らをリーダーとするヨーロッパ各国の社会民主党・社会党が進めってきた、労働者の社会的権利の向上をはかりつつ経済的競争力の強化をめざす路線が支持されたことの表れである。わが党は、ヨーロッパの友党が今後とも「社会憲章」を基本に据えてソーシャル・ヨーロッパの実現に貢献することを希望する。
3. 今回の投票結果を踏まえて、日本もヨーロッパの経験に学びつつ、「経済効率の優先」から「経済効率と生活向上の両立」に向けて、社会システムを根本的に改革していくべきであり、またECやCS

に反対してきたところである。しかし、これはもとより個々の人物の適・不適を論じたものではない。小粥新委員長の就任に当たって社会党は、新委員長が今日の公正取引委員会に課せられている重要な使命をふまえ、その職務を的確かつ積極的に遂行することを強く期待するとともに、今後の公正取引委員会と独占禁止法のあり方について以下のいくつかの提言を行うものである。

一 近年、世界的に市場経済の有効性が再評価され、各国で政府規制緩和や独占禁止法の運用・執行力の強化が図られてきているが、わが国においても企業優先社会の構造を消費者重視の姿勢に転換し、また諸外国から強く批判されている日本市場の閉鎖性を是正するために、わが国の経済憲法とも言われる独占禁止法の果たすべき役割が従来に増して大きくなっている。こうした内外の状況をふまえ公正取引委員会は梅澤前委員長のもとでこれまで課徴金の引き上げ、業務用ラップのカルテルでの十七年ぶりの刑事告発再開、流通・取引ガイドラインの作成・公表などを積極的に進めながら、一方、再販見直しや企業に対する罰金の引き上げ問題では自民党・業界の圧力によって次々に方針を後退させ、また埼玉土曜会談合事件の刑事告発も見送るなど、その最近の姿勢は国民世論の大きな失望を招いてきた。公正取引委員会の人事のあり方に對して疑問が投げかけられているのも、こうした経過があつたからにはかならない。先に政府が発表した「生活大國五カ年計画」も「經濟的規制の緩和の推進、独占禁止法の厳正な運用など競争政策の一層の推進とともに、生活者・消費者の視点に立った透明な市場ルールの確立を図る」とうたつており、こうした政策の推進に当たって公正取引委員会が他省庁から独立した行政委員会としての真価を發揮できるよう、小粥新委員長の格段の努力を求めるものである。

二 公取委事務局の人員は近年着実に増員され、今年度末時点の定員は地方事務所を含めて四百八十四人、特に審査部では三年間で約四

割増の百七十八人となつた。また来年度概算要求でも審査部を中心^に十一人の増員を求めている。しかし、それでも米国の反トラスト局と連邦取引委員会を合わせた職員数の約三割にすぎず、埼玉土曜会事件のように関係事業者が六十六社に上る場合、一齊に立入検査を行うには審査部と地方の審査課の全職員の応援を得ても現状では一社あたりわずか二・七人にすぎない。これでは、常識的にみて刑事告発を念頭に置いて違反行為者個人とその行為を特定したり本社の関与等の指揮命令關係を具体的に解明することはもともと不可能だったというほかない。また、事務局の職員中には検察官、現職の弁護士もしくはその有資格者を加えなければならないと規定されているが、現在は検察官が定員外で二名出向しているにとどまっている。これまでほとんど告発事例がないことによる審査実務担当者の経験不足をどのように克服していくかも問題である。これらの点にかんがみ社会党は、公取委の告発機能の強化に向けて当面次のような形で公取委事務局の増強を図るべきであると考える。

- ① 告発事案のエキスパートを集中的に養成するため、各業種ごとの事件の審査実務を担当する審査部第一～第五審査長と並んで、当面の間、審査部長のもとに告発対象事件の審査実務を専門に担当する部門を設ける。このため事務局の定員を今後三年間でさらによくとも六十一人程度増員する。
- ② 告発事案についての現場実務能力向上のため、国税検査官等との人事交流をさらに拡大する。

- ③ 審査部付の検察官をさらに増員するとともに、事務局定員内で検察官・弁護士有資格者等を任用する方策も検討する。
- ④ 金融・運輸・公益事業・サービス業等の事件の審査にあたる第五審査長のもとに現在、上席審査専門官が配置されておらず第一～第四よりも手薄となっているが、早急にこれを改善する。法人企業等を処罰する際のわが国の法律の一般的な法形式である

「両罰規定」の現在の解釈運用では、まず違反行為を行った個人を特定し、その行為内容を確定した上で、これに対する選任・監督上の不行き届きとして企業の刑事責任を問題とする。しかし、このように個人への処罰が主で企業への処罰が従であるかのような処罰のあり方は、カルテル等の独禁法違反行為のように企業活動において企業自身の利益のために企業内部の複雑なプロセスを経て実行される企業犯罪の実態に適合したものとはいひ難い。わが国の現行法の中にも法人に対する罰則を独立して定めたもの（例えば明治三十三年三月十三日法律第五十一号〔法人ニ於テ租税及葉煙草専売ニ関シ事犯アリタル場合ニ関スル法律〕など）があるし、米国の反トラスト法（シャーマン法）でも取引制限・独占等の違反について法人を単独で処罰できることとなつてゐる。社会党は今後、カルテル等の典型的な企業犯罪については個々の行為者個人の刑事責任の存否等にかかわらずストレートに当該企業それ自体を処罰するという方向で独禁法の両罰規定のあり方、またはその解釈運用を抜本的に見直すべきであると考える。

『シャドー関係』

一九九二・九・一二

シャドーキャビネット発足

一周年に当たって

日本社会党シャドーキャビネット

委員長 田辺 誠

1. 九月一三日にシャドーキャビネット（以下・シャドー）は満一歳

を迎える。この一年、シャドーに対し声援を送つて頂いた国民・支持者の皆さん、ご協力頂いてきた学者研究者、そして労働組合の皆さんに深く感謝申し上げたい。
そして、この間の活動においては、政府各省や経済界、市民運動団体をはじめ多くの方々にご協力頂いたことについても心からお礼を申し上げる。

2. シャドーは、政権党への脱皮を目指す社会党改革の柱の一つとして不退転の決意で設置したものである。政府への対応、政策提言、アクション、海外交流など、この一年を振りかえるとまさに「まじめな一步」を重ねてきたと自負している。

しかし、社会党全体に対する評価と併せて、不十分とする意見が多くあることも十分認識している。わが国初の試みである「影の内閣」であり、改革途上にある社会党の従来の枠組み、器の中でのスタートであるので試行錯誤があったことは否めない。身を引き締めて今後の活動に精進し、批判を前向きに捉え期待に応えていく決意である。

3. シャドーの目指すものは「人間を大切にする公正な政治」であり、われわれは常に「進歩と改革」を念頭に取り組んできた。しかし、現実の政治は、リクルートに次ぐ共和・佐川疑惑など金券腐敗の深化、平和と軍縮の世界の潮流に反してのわが国の軍備増強、自衛隊の海外派遣問題などに直面している。加えて、国民大多数が反対してきた不公平税制の象徴ともいえる消費税の税率引き上げすら俎上に上がっている。

こうした問題について勇気をもつて発言し、行動することが社会党及びシャドーに課せられた使命であり、困難に直面しつつも「進歩と改革」を押し進めていきたい。

4. 一周年を迎えるにあたり、シャドーは全員が「一政策・一行動」、より具体的な平和・生活予算の編成――を宣言葉に今年後半の活動

への決意を固めている。軍縮・福祉・環境・人権など世界的諸課題の解決、そして生活者のための身近な政治の実現に邁進したい。

同時に、シャドーをさらに前進させ、飛躍させるための構想についても具体的に検討を進め、三次の「組閣」に反映させたい。

第一には、改革を進めてきた党機関とシャドーの関係整理、スタッフ等の充実強化を図ることである。

第二に、社会党全体に現実直視・機敏な政治対応の作風を確立させることであり、そのため時代を先取りした政策提言等を活発に行うことである。

そして第三は、国民の共有財産としての、より開かれたシャドーへ発展させることである。

5. シャドー・キャビネットをわが国の政治に定着させる中で、健全な二大政治勢力の形成を図り、政権交代の受皿を常に準備する態勢を確立することが、「田辺内閣」の果たす役割であることを深く認識し、一周年を期してさらなる飛躍を目指したい。

一九九二・九・四

学校五日制と教育改革

日本社会党シャドー・キャビネット

文化教育委員会

委員長 嶋崎 譲
委員長補佐 沢藤 礼次郎
” 肥田 美代子

(1) 子供たちは今、管理主義、能力主義教育と受験 “戦争” のために「ゆとり」を失い、本来なら楽しいはずの学校生活に疲れ、人間関

係を損なっている。いじめ、問題行動、不登校、中途退学などの増加もそれに根ざすところが多い。

大人社会では「過労死」への反省と「ゆとり」の回復のための「週休二日制」の実現がすすんでいる。子供たちにも「ゆとり」を回復しなければならない。

私たちは「子供たちの週休二日制」を提唱する。

(2) 学校指導要領による日本の子どもの授業時間数は、中学校で一〇五〇時間、小学校上級生で一〇一五時間であるが、欧米諸国の場合は概ね七〇〇～八〇〇時間である。日本の子どもは、欧米の子どもより三割も長く学校で過ごしているのであり、このことはむしろ家庭生活・地域生活の軽視になっていると言わねばならない。「週休二日制」と「学校五日制」を同時に実現し、親・保護者と子が一緒に「家庭生活を楽しむ」ことこそが必要である。

(3) 「学校五日制」は子どもの「ゆとり」回復とともに、これまでの学校観、学力観を変える課題であり、教育改革としても重大な問題である。

日本の子どもは「知識の量が多く、計算能力が高い」と言われる。その反面、「自ら課題を発見し、未知の課題に挑戦する力や創造力に劣る」と言われている。だから、知識の量は精選して減らし、「調べる力、考える力、創造する力を養う」ことに教育の力点を移す必要がある。こうすれば、授業時数は減らしても「学力」が低下することはない。現行学習指導要領は、学校五日制を前提に作成されていない。二一世紀をめざす平和、人権、環境などの地球的課題をふまえた教育改革をふくめ、学校五日制を可能とする方向へ学習指導要領の抜本的見直し（内容的・法的）を急ぐべきである。

(4) 「学校五日制」が子どもの生活に「ゆとり」をもたらすために実現されるものであることを踏まえ、土曜日の授業を他の曜日に振り替えて上乗せすべきではない。学習指導要領の改定を待たなくとも

でできる教科内容の精選を急ぎ、学校行事や部活動などのあり方を見直し、子どもに「子ども自身のための自由時間」「家庭生活の時間」

間」「地域生活の時間」を確保することを優先すべきである。

(5) 学校においても、「学校五日制」の意義を踏まえて、その実現を急ぐべきである。同時に、予備校や進学塾においても、「学校五日制」の意義を失わせることを行うべきではない。関係者の協力を求めるとともに、その原因である「受験戦争」の解消に向け、学校歴社会の改革、大学と大学入試の抜本的改革を進める。

(6) ここでもに時間的「ゆとり」を回復しても、社会的な条件整備が遅れては、親と子が共に楽しめる「ゆとりある空間」を保障できない。親と子がともに親しめる公園の整備、子どもたちが集まる児童館の拡充、文化・芸術・スポーツ・レクリエーション等の施設整備と活動を援助し、休日、夜間等の開館を確保するとともに、親のいない子どもや土曜・日曜に働く親を持つ子どものための施設の整備等、公的な条件整備が精力的に進められねばならない。このために、「公共投資10年計画」の中に、「子どもの社会生活の充実のための公共投資」を位置づけるべきである。

(7) 今春から国家公務員の完全「週休二日制」が実現し、夏までには地方公務員の「週休二日制」も実現する。その中で、教職員のみが「週休二日制」から取り残されるべきではない。当面「学校五日制」が月一回に止まるなら、教職員については交代勤務制を取り入れて週休二日を確保すべきである。

(8) 上記(6)、(7)の実現のために公務員等の定員制を見直す必要がある。

一九九二年九月四日

一九九一・一〇・六

一九九二年産畑作物

価格決定に関する申し入れ

わが国の畑作物の中で、大豆、いも、てんさい、さとうきびは、米作が困難な地域の基幹的作物としての役割を果たしている一方、日本型食生活の中の重要な構成要素として味噌・醤油・豆腐等の原料となり、あるいは、現代の食生活に不可欠なでんぶんや糖類の原料となるなど重要な役割を果たしている。しかしながら、大豆は国産品の需要が大きいにもかかわらず供給が追いつかないほど生産が落ち込んでおり、いもをみても適正生産承認数量を大幅に下回っている。このような事態が続くならば、わが国の畑作は衰退の一途をたどることは必至である。

政府は、でんぶん等の輸入自由化ならびに支持価格削減を阻止するとともに、畑作基幹作物についての総合的中長期的計画と地域指標の策定など抜本的施策の確立を行うとともに、左記事項の実現を図ること。

記

一 一九九二年産大豆基準価格および政策について

- ① 大豆の基準価格は、再生産の確保をはかるため、現行価格以上に引き上げること。また、銘柄・等級間格差の拡大は行わないこと。
- ② ポスト後期対策の実施にあたっては、合理的な営農体系の確立に

向けて強力な生産対策を講ずる中で、国産大豆の供給確保と生産意欲の向上を図ること。

③ 大豆など畑作物の品種改良の試験研究を拡充すること。また、土地改良事業の拡充ならびに農家負担の軽減を行うこと。

④ 大豆の品質向上と流通の合理化を図るため、乾燥・調整施設の導入・整備等の対策を充実・強化すること。

二、一九九二年度いも・でんぶん基準価格および政策について

① かんしょの原料基準価格と取引指導価格およびばれいしょ原料基準価格は、再生産の確保をはかるため、現行価格以上に引き上げること。

② でんぶんの買入価格ならびにかんしょ生切干の買入基準価格は、加工経費の実態を考慮し、現行以上に引き上げること。

③ でんぶん工場における悪臭防止技術、省エネルギー型製造技術の研究・開発を促進するとともに、でんぶん工場の再編成に当たっては原料生産者の意見を十分尊重すること。

④ かんしょならびにばれいしょの生産性向上を図るため、かんしょ・ばれいしょの多収等優良品種の開発・普及対策を強化すること。

⑤ 国產いもの生食・加工およびでんぶんの需要の確保・拡大、新たな用途の研究・開発を進めること。

⑥ かんしょ作の生産性向上を図るため、土地基盤整備をはじめ機械化一貫体系の確立ならびに農用地の利用調整、農作業の受委託、機械の共同利用等、組織化対策を強化すること。

⑦ でんぶん等に関する現行の国境調整措置に関しては、ガット・ウルグアイラウンドの場においてガット――一条の明確化とそれにに基づく農産物の輸入制限措置が存続するよう努め、将来にわたって現行のでんぶん等の輸入制限措置を堅持すること。

3. 一九九二年産でんさい最低生産者価格および政策について

① でんさい最低生産者価格は、労働費、物財費、品質向上努力を勘案し、再生産と農家所得の確保のため現行価格以上に引き上げること。

② 砂糖の自給率向上のため、でんさい糖など国内産糖の優先利用を基本に、でんさいの生産振興対策を講ずること。そのため高糖性、高品質の品質開発等試験研究の充実、地方増進、土地基盤整備の拡充と農家負担の軽減を図ること。

③ 国内生産に大きな影響を及ぼしている加糖調整品の輸入抑制対策を講ずること。

4. 一九九二年産さとうきび最低生産者価格および政策について

① さとうきび最低生産者価格は、再生産の確保をはかるため、現行価格以上に引き上げること。

② さとうきびの品質取引の導入にあたり、さとうきびの生産性および品質の向上を図るため、ほ場・農道の整備、農業用水の確保、防風林の設置等生産基盤の整備対策、ならびに機械化対策を強化・促進すること。

③ さとうきびの品質改善を図るため、高糖多収性の優良品種の開発・育成と増進・普及、高度栽培技術の研究・開発を充実強化すること。

④ 現行の農業共済制度について、品質取引の実施にあわせ、品質を加味した制度に改善すること。

⑤ 離島地域経済の柱である含みつ糖に対しては、引き続き安定的な保護措置を講ずること。

5. 台風による農業災害対策について

① 台風一七号災害について、法に基づく激甚災害の指定の措置を講

すること。

- ② 農地、農業用施設にかかる被害箇所の早期復旧を図るため、速やかな査定と災害復旧事業に対する財源措置を講ずること。
③ 災害農家に対する必要な金融対策を講ずること。
④ 被害農作物の損害評価を早期に認定し、農業共済金の早期支払い措置を講ずること。

右、申し入れる

一九九二年一〇月六日

日本社会党中央執行委員長 田辺 誠
党農林水産局長 谷本 巍
党農林水産部会長 辻 一彦
党畑作対策委員長 石橋 大吉
シャドーキャビネット
農林水産委員長 村沢 牧
農林水産大臣 匝 殿
田名部 匝 殿



一九九二・一〇・一三（全国政策研究集会資料）

一九九三年経済・財政改革要綱

— 当面の経済・財政対策と平成五年度予算
編成に関する基本方針（中間報告） —

日本社会党シャドーキャビネット財政委員会

目 次

- I. 経済・財政改革と平成五年度予算に関する基本方針（総論）
1. 新しい経済・財政運営——四つの視点
2. 求められる「生活」成長戦略
3. 当面の経済・財政対策に関する基本的見解
4. 平成五年度予算編成に関する基本方針
- II. 平成五年度予算の重点施策の概要（各論）
1. 外交防衛、国際協力等の基本施策
2. 福祉・高齢者対策の推進
3. ゆとりある労働の創出
4. 人権擁護・差別解消
5. ゆたかな生活環境づくり
6. 環境基本政策の確立と法体系の整備
7. 文化と教育の充実
8. 経済の転換と中小企業対策の推進
9. 農林水産業の振興
10. 地方分権の推進

一九九三年経済・財政改革要綱

一 当面の経済・財政対策と平成五年度予算 編成に関する基本方針（中間報告）一

日本社会党シャドーキャビネット財政委員会

I. 経済・財政改革と平成五年度予算に関する基本方針 (総論)

1. 新しい経済・財政運営——四つの視点

昨年、われわれシャドーキャビネットは、従来のややもすると要求と批判の色彩が強かつた政策提起の段階から、われわれの予算構想を積極的に提起する方向へ新しい一步を踏み出し、防衛費削減の具体的検討などを進めてきた。今年はさらに一步進めた経済・財政についての政策構想を提起したい。そして政府に対抗する鮮明な目標と具体性をもった政策を持って活発な論争を提起したい。

いま日本経済は大きな転換に直面している。この一〇年間の異常なバブル経済を総括して、新たな政策目標を立てなければならない。経済見通しを誤った政府は、慌てふためいて総合対策・補正予算でとり繕おうとしている。しかし景気・経済の足取りは依然として重い。いまや古い、在来型のカードをいくら切っても経済は改善されない。新しい構造に対応する新しいカードを用意しなければならない。財政面においても、深刻な財政環境のもとで厳しい当面対応に追われる所以においても、

はなく、今後の財政目標を鮮明にして中期の展望ある財政展開をする以外に将来は開けない。このような視点から、われわれは、経済・財政政策について次のような展望と政策展開を提唱する。

その前提としてバブル時代の異常な状況についての政策的責任を含めた明確な総括をすることが必要である。バブル経済は政府の政策展開自体の責任であり、その政策に便乗して大きな利益を求めて勤労国民を犠牲にした者の責任があり、またこれに関連してスキヤンダルを起こした政治家の責任がある。この一〇年間の政策を厳しく総括し、バブル再発のない健全な経済を構築しなければならない。

わが国に求められているのは、公平、平和そして改革というキーワードを軸としたグランドデザインを如何に描くかである。そしてその方向は生活重視の経済成長であり国際的には先進国としての自覚である。

その第一は、経済・財政を含めて生活者型の構造を目標としなければならない。このことは前川レポート以来長い期間にわたって表向きには政府の政策に掲げられてきたが事態は進行していない。それどころか政府は一方では「生活大国五ヵ年計画」を具体的なプログラムなままで決定し、他方ではその目標と無関係な金融機関のバブル救済・在来型の公共事業という、『総合』という名に値しない政策を決定している。いま必要なのは生活者重視と経済活性化を結合した政策展開を具体化することである。

第二には、中央集権でなく思い切った地方中心・分権の構想、中央集積でなく地方集積とも言うべき方向に舵を転換することである。地方が大きな将来構想を住民参加で立て、国がそれを支え応援するような構造に中期的に転換する展望を提起しなければ積極的なまちづくり、国づくりと、本当の経済活性化は望めない。

さらに環日本海構想等を始め地方の国際化が進行していることに注目しなければならない。グローバリズムとローカリズムの視点は今後

の社会の重要な視点である。このような見地からすれば、政策展開の手法においてこうした構造変化に的確に対応し、公共事業などにおける執行についてもそれが具体化されるべきであるし、このことを財政構造の改革の大きな焦点とすべきである。このような視点と生活者型の政策の推進によって、今後の大きな社会目標である「福祉・日本」を成立させる展望が開けると確信する。

第三には、財政について中期的にやや積極型の計画を立てることである。現在の「生活大国五カ年計画」もいまのままでは絵に画いた餅でしかない。事業別のそれぞれの中期計画の総合ビジョン、トータル目標として具体的に推進しなければならないし、それを担保する財政面においては中期でバランスする政策体系を平成五年度予算編成の中で構想しなければ展望はない。また歳入にかかる税制政策等についても、新たな税制全体構造をどうするのかという観点から作業を開始するときにきており、財政事情を理由に所得減税も拒否し、結果として負担のみが高まっている構造を容認してはならない。

第四には世界と日本の関係において、軍縮・ODA・環境問題などについて総合的な政策を提唱することである。日本自身の大胆な軍縮を含めて、環境保全、南北格差是正、貧困克服などについて新たな地球規模での総合的な対応を鮮明にすることは、新しい時代の世界における日本の進路をも規定するものであり、冷戦時代の惰性の政策は許されない。

また日本経済にとってアジアとアメリカはカナメとなるが、自民党政府は一貫して日米基軸のみを重視してきた。今後面貌するアジアの新時代と日本の役割を重視した視点を鮮明にすることが求められる。

以上のような総合的視点から、われわれは、政府の来年度予算編成作業を注視しながらさらに具体化の作業を進めていく。今後明らかになる経済指標などを見ながら、われわれの構想する予算フレームの作

成、党首会談での提案、その間の政府・与党との協議提案など、シャドーキャビネットの作業を進める。

2. 求められる「生活」成長戦略

(1) 国際強調主義への脱皮

日本が世界の友人として国際貢献を果たし、尊敬と友情を勝ち取るために自衛隊の海外派遣を要せず、またPKO協力だけでも不十分であることは論を待たない。国民一人一人が世界の友人たる自覚を持ち、われわれが資源や市場、労働力を依拠している世界の人々の人権と生活の安定・向上を自らのものとして捉えるか否かが問われる。

貿易摩擦の解消、地球規模の環境保全と経済開発協力、平和と人権への貢献、あるいは戦後補償や在住外国人の人権問題を含めて、経済に特化し、カネで心を買うのではなく、友好と共存を経済の指標にしてなければならない。

(2) 内需・実需主導による「生活」成長路線への転換

国民生活にゆとりと豊かさを、計画的に着実な福祉の確立を実現することを成長戦略の柱に置くことが求められている。このことは生活者経済をベースとした調和のとれた経済成長をめざすことを意味し、内需・実需を中心に三%台の安定成長を持続させる道を洗たくすることもある。

個人も法人も財テクに走ったつけがまわってきているが、この処理を誤ると、バブル経済の再来を招き、日本経済と国民生活はさらなる虚像を追いかけて続けることとなる。

(3) 平和・福祉・環境へのシフト

国民の生活水準向上を推進するうえで経済活動においてとくに力点

を置くべきは、福祉、環境、教育、文化などのソフト面である。同時に、科学技術の振興による平和産業の展開が軍事大（中）国をして軍縮と経済構造の転換を勇気付けることになる点に留意すべきである。

財政面はもとより、金融、税制においてこうした分野への積極的な支援措置を講ずることにより、新たな福祉・環境型安定成長路線を摸索することが求められる。

(4) 地域格差是正と「小さな中央政府」への移行

マネタリズムを追求したバブル経済路線は必然的に地域格差の拡大を産み出し、地域配分のアンバランスをもたらした。生活者経済の柱はこの地域格差是正、地域振興に据えられなければならない。そのためには、政府自らが分権と権限の集中排除、規制緩和を追求し、自らの姿を小さくすることが必要となる。

財政・金融・税制・そして許認可権限を含む分権の徹底的な推進の中で民意の自発性と社会の活力を引き出し、「小さな中央政府」を実現させるべきである。

3. 当面の経済・財政対策に関する基本的見解

(1) 従来型の「総合経済対策」の改善を

政府は一〇兆七、〇〇〇億円規模の「総合経済対策」を打ち出し、確かに景気へのインパクトを与えていた。しかし、「総合」とは名のつくもののその内容は従来型の不況対策を柱としており、異なる点は金融機関への支援措置である。景気は底が見えたとされる見解がある一方、依然として険しいとする見解もある。何にしても、上昇気配に向かうことについてはかなりの期間が必要と考えざるを得ない。

この背景には、第一には、政治腐敗による政局の混迷が政府の経済施策への信頼感を損ねていること。第二に、低水準のベア、所得減税

の見送り、低金利などが個人消費を鈍らせていていること。第三に、設備投資や地方事業においては中期的展望の欠如が投資を足踏みさせていることがあげられる。こうした状況を克服するためには、次のような施策が不可欠である。

① 公共投資はその規模ではなく、その内容を重視すべきである。住宅・下水道・廃棄物処理施設・文教施設・福祉施設等を追加事業として補助事業・単独事業とも積み上げ方式によって実施し、道路整備等は抑制すべきである。こうした社会資本は中長期的に重点的に整備すべきものであり、国民の生活水準向上、地域振興などに直結するものである。

② 減税を実施することである。初年度の需要創出効果は公共投資に比べて減税は影響が少ないといつてもGDPに占める消費の比率は約6割を占めており、実質消費がマイナスを記録するまでに落ち込んでいるとき、財政出動の一環として減税の実施は当然である。

平成五年度の財政状況は厳しいが、個人消費の拡大と中期的な需要の伸びを確保するために減税は心理的波及効果も含めて必要である。

③ 地方単独事業は近年補助事業を上回る規模を示しており、地域のニーズに基づき事業を行なうことから、景気に対しても地域活性化に対しても極めて有効である。

「真水」の乏しい中での追加事業であり、また補助事業はその決定時期からいっても平成四年度における完全実施は困難である。後年度における財源措置、また中期的な事業推進の安定性を提示した上で単独事業については力点を置くべきである。

(2) バブル封じと金融システムの改革

政府の今回の対策は、公共投資を中心とする実需拡大と、「不動産の共同買取り会社」などを柱とする金融システムの安定性確保に大き

く分けられる。

金融機関が抱える不良資産の総額は三〇兆円を超えるとも伝えられているが、問題は、不良資産の実態がいまもって明らかにされていないところにある。金融対策については不良資産の額を各行が公表し、経営責任及び自助努力原則を明確にしないかぎり国民のコンセンサスを得られない。「不動産の共同買取り会社」構想は、再度の地価上昇までの体力要請機関の機能を果たす・バブルの危険性を含んでいると指摘できる。したがって、利用者が経営の実態を把握できる体制を整備することが金融システムの安定化の第一歩につながる。

(3) 生活者主体の「生活大国」づくり

宮沢総理が打ち上げた「生活大国五カ年計画」の一番の目玉である「勤労者世帯の平均年収の五倍程度で買える良質な住宅取得」の実現と、「総合経済対策」との整合性は見えない。また、住宅政策とは、誰もが快適な居住空間を享受できることを前提としなければならない。それは持ち家制度のみを優先させるのではなく、賃貸住宅の量的・質的拡充を併せて進める必要がある。

宮沢流「生活大国」の成否は土地政策にかかっているといつても過言ではないが、残念ながら地価税一つとっても政府・自民党の対応は腰が定まらず、明確な方針が見えてこない。

また「生活大国論」は、新たなキャッチアップ政策といえなくもない。ゆとりと豊かさに必要な要素は、社会資本整備もさることながら、福祉・社会保障、教育・文化、労働時間の短縮や女性・高齢者の社会参加拡大などソフト面が重視されなければならない。

さらに、ハード・ソフト両面においていかに生活者自身が参画し、自立性と創造性を発揮するかも重要なファクターである。国や自治体が住民意思を尊重しない施設整備を進めることは今後の社会においてはマイナスとなる。

(4) 補正予算に対する基本的考え方

① われわれが経済情勢を深刻に捉え、低めの予測を立てたのに對して、政府は今年度実質国民総生産の伸び率を三・五%と強気の目標値を設定した。しかし経済見通しの達成はほとんど不可能な状況である。その結果、数年間続いた税収の過少見積もりは、二年間続けて過大見積りに転じた。このことが、経済対策の出遅れを招いたことは否めず、反省すべきである。

② 同時に、今回の対策において考慮すべきことは、大都市圏の地価の適正化などバブルの解消をすすめ、その再燃を防止するとともに、将来を展望して生活と環境重視の経済構造への転換を図るための経済・財政政策を実施することであり、また、所得減税実施の道筋を開くことである。

③ 補助事業、地方単独事業の追加を柱の一つとして、充当率一〇〇%

を基本とする地方債の活用によって事業を実施する。これにかかる起債については、元利の償還について後年度、地方交付税の基準財政需要額に算入することとする。なお、当初事業と追加事業の判定は難しく、弾力的な採択が必要である。

④ また、財政投融資資金を活用することにより、公共投資を拡大するとともに、公共事業追加に伴つて増発される建設国債や地方債を引き受け、さらに郵便貯金の自主運用枠を拡大し、金融機関の過度の貸出抑制が深刻な事態をもたらさないよう適切な金融政策を実施するべきである。

⑤ 今回の経済対策は短期の対策に終わらせるのではなく、中長期的な経済構造の転換を視野においた対策が必要であり、そのため、平成五年度予算以降については従来通りの硬直的な予算概算要求基準に基づく編成を改め、生活と環境重視の経済構造への転換のため、思い切った軍縮を実施するとともに、高齢化対策・環境対策などを

重点とした予算編成を実現しなければならない。

4. 平成五年度予算編成に関する基本方針

(1) 予算編成の視点

①財政民主主義の再確立

八〇年代以降、わが国がとってきた財政政策の主要目標は、公債累増に伴う財政運営の硬直化を回避することにあった。その結果、九〇年度には特例公債発行ゼロを実施している。しかし、八〇年代にとつてきた財政再建は、シーリング方式による硬直した予算編成、生活関連社会資本整備とマンパワー確保の立ち遅れなど多くの弊害を作り出した。

しかも、八〇年代に堅持してきた公債発行削減優先主義も、バブル経済による大幅な税収増によらなければ九〇年度の特例公債発行ゼロは達成できなかつたことも事実である。

そして、財政需要と歳入状況を考えれば、政府の財政運営、施策においては、近い将来、増税か国内外の公約破棄、あるいは公債政策の転換かのいずれかを選択せざるを得なくなることが予測される。そして、経済運営を過度に金融政策に片寄らざるをえなかつたことがバブル経済を引きこす原因ともなつたことを勘案すれば過度の金融依存は回避すべきであろう。

今後の高齢化社会への対応として社会資本の充実、経常経費増などが求められていることを踏まえれば、いまこそ国民合意の財政政策の再確立が求められる。予算編成の手法、施策の内容、税制改革を含めて大蔵省主導、自民党“族”集団優位の財政を転換しなければわが国の財政のゆがみのは正と将来展望は開かれないとする。

②確かな財政再建

現在、望まれる経済運営は、八〇年代において過度に金融政策に依存した経済運営を修正し、財政出動も含めた経済運営を行うことにある。

財政運営で問題となるのは公債依存度についてである。政府は、公債依存率の引下げと公債残高が累増しない体質を作り上げることを目指している。同時に、社会資本の蓄積という要請から公債発行対象経費を建設国債により賄うことは引き続き行われることとなる。しかも社会資本の蓄積というハード面だけでは施設の適正管理すら実現しない。来るべき高齢化社会におけるサービスの確立、マンパワーの要請といった建設国債の対象とはならないソフト面での整備も要請されている。

したがって財政の健全化を進めるに当つては、公債発行の抑制とともに、公債の償還をどのようなスケジュールで、どのように行うのか具体的に明示することが必要である。

現在、政府は公債の償還については財政法に基づき償還期限到来時の国債償還額を提出するだけであり、具体的な国債の償還およびその財源の調達方法については湾岸戦争分担金を除きその方法を明示していない。

公債はその償還という負担を次世代に先送りするということを考えれば、その負担と便益を明確に提示することがなければ国民の合意は得られない。

③財政構造の改革

歳入面からは、公債の使途を社会資本の蓄積に重点配分することを考えれば、資産に対する課税の強化、特に土地に対しての課税のあり方を再検討することが必要である。

また、地価対策という側面から見ても、現在の地価は下落傾向には

あるが、土地神話が崩壊したとは言い難い状況にあり、税制が土地対策に出動する余地はまだ大きいと言えよう。地価税の効果を見極めつつ、固定資産税の評価替である九四年度を日目に、公債の償還財源を考慮した資産課税の再検討を行う必要がある。

法人に対する課税のあり方は、国際ルールにしたがつた会計原則に変更することを前提として検討を加えることが国際的にも不可避である。

歳出面においては、硬直した予算配分の元凶となつてゐるシーリング方式を見直し、政策の優先順位を決定し、重点的に配分する分野と抑制・削減する分野を明確化し歳出面の構造調整を行う。特に、財政投融資で行うことのできる項目については漸次、一般財源から財投へ振りかえることとする。また、道路整備に関しては一般財源の充当を抑制・削減し、特定財源の使途も拡大すべきである。

さらに、歳入・歳出については景気循環を念頭において中期でバランスをとることとし、当年度において剩余金が発生しても基本的にはその全額をその年度において費消せず、公債等償還財源に充當させるべきであろう。

(4) 国・地方の事務・事業配分の見直し

権限と税源の中央支配が財政の不効率を招き、さらに事業の硬直化、地方自治の後退をもたらしている。国庫負担制度の整備を図るとともに、いわゆる奨励的補助金については抜本的合理化を実施すべきである。同時に、機関委任事務、許認可など国の権限については原則廃止の方向で都道府県に委譲し、また都道府県の権限を市町村に委譲すべきである。そうした方向性のもとで一般財源化に併せて土地課税、所得税など税源について再配分を進めるべきである。

同時に郵貯等の活用による地域金融力の強化、地方債の発行についての保証と引受けの協同機関の設置、地方交付税の特別会計への直入

制度の検討を図ることが求められる。

(5) 税制改革の推進

景気対策として個人消費需要の喚起が求められていることと、物価調整としての意味合いという両面から所得税減税を考える時期になっている。特に、減税を低所得層の底上げと社会的安定性的確保に焦点を当てて実施すれば、国内の市場構造をより懐の深いものとしえる。現下の財政状況と景気動向を勘案すれば、減税は給与所得控除の引上げを中心とすることが妥当と考える。同時に、消費税の飲食料品の非課税化、高齢者への配慮などを実施する必要がある。また、固定資産税については、住宅・店舗などに対する課税計算の特例の拡充が必要である。

減税財源については、防衛費を含む不要不急経費の削減、地価税率の予定通りの引上げなどとともに、所得税の総合課税の推進、法人の国際基準に沿った会計原則の確立による課税ベースの拡大など税制改革を推進するとともに、平成五年度の税制動向を見定めつつ、外為特会の取崩しなど税外収入の確保をもって充てる。中期国債等の特例公債発行問題については、慎重に対処する。

(2) 平成五年度における予算編成の基本方針 (五つの基本方針)

① 政治腐敗防止・政治改革の推進

ロッキード、リクルート汚職に続く、共和疑惑、佐川疑惑によつて国民の政治不信は頂点に達しており、経済・社会に多大な悪影響を与えてゐる。

疑惑は徹底的に解明され、また疑惑をもたれている政治家は自ら国民に対し解明と釈明、そして事実関係が明らかな場合は議員辞職等そ

の責任を明らかにしなければならない。

同時に、政治腐敗防止策の確立のため、政治改革協議会において合意に達している18項目の改善の実現はもとより、「政治腐敗防止法」の制定、佐川疑惑の解明と併せて企業団体献金の禁止や連座制強化、政治資金規制の強化などを推進する。

また、衆議院における違憲状態からの脱却のための定数の是正と民意をより正しく反映するための選挙制度改革のための検討の推進、地方選挙制度の改善、公営選挙の拡大と政党活動への公的助成制度創設を追求する。

政治改革は議会制民主主義の活性化が不可欠であり、審議権の保障、議員相互の議論・討論、審議のプロセスの公開など国会改革の推進を図る。

さらに、国民の政治への直接参加の拡大の中で民主主義の発展を進める。そのため、分権の推進と併せて「国民投票制度」の創設、選挙権の一八歳以上への拡大、日常的な選択・発議権の拡充、情報公開制度の確立などを求めていく。

② 確かな重縮の推進と国際協力

平和と軍縮推進は日本の世界に果たす使命ともいえる。平成四年度予算審議において野党四党は軍縮の推進、大綱及び中期防の見直しどについて初めて合意し、政府に要求した。平成五年度にあってはこの合意をも踏まえ、軍縮に反する概算要求の縮小をはじめ、正面装備及び定員の計画的な削減など本格的な軍縮計画への着手の実現を目指す。

また、超党派・国民に開かれた「自衛隊改革委員会」の設置による自衛隊の縮減・改革作業の開始、平和憲法遵守の精神を踏まえ、今日における防衛政策の改革、平和保障政策の確立を含めたわが国の安全保障政策の理念・枠組み等を国民的議論と合意のもとに形成するため

の「安全保障基本法」（仮称）制定の検討を進める。

さらに、平和憲法の規定を尊重した自衛隊とは別組織によるPKO協力のための法の抜本改正の追求、軍縮・環境保全と一体となったODA改革、アジアにおける信頼醸成措置創設、国連改革、戦後補償など世界の友人たる外交・防衛政策の推進を図る。

③ 福祉と環境を重点として生活者経済の確立

成長優先、バブル再来の経済をゆとりと豊かさ、生活者優先の経済、福祉と環境型経済への転換を追求する。

公共投資は、福祉・環境保全・住宅・排水・廃棄物リサイクル・文教・水と緑と土壤保全などを中心に改める。そのため、一般会計、特別会計制度の運用の改善や補助金制度の抜本改革などを進める。

大都市や過疎地における公共交通の充実、移動の自由の保障、情報通信の拡充などとともに、労働時間短縮や女性・高齢者の社会参加拡大、地域介護システムの確立、福祉マンパワー確保、学校五日制対策、エイズ・難病対策の充実、人権擁護と差別解消などソフト面の対策の拡充を図る。

環境保全においては、基本法制定をはじめ、国内政策及び地球規模の環境保全への貢献を追求する。

④ 公平・公正な税制

負担の公正を推進するため、所得減税の実施、消費税の飲食料品の非課税化、固定資産税負担の軽減、環境・省力型設備投資に対する減税などを入り口とする新たな税制改革に着手する。

企業税制については、不公平と言われている各種引当金や租税特別措置の見直し縮小を行うとともに、国際的なルールにしたがった課税のあり方を追求し、税制面からも「法人資本主義」の是正を行う。

⑤ 地方分権と地域振興

権限の地方委譲の推進、中央権限排除のための「地方分権推進法」制定など分権の徹底を図る。国庫負担制度の拡充を前提に補助金の大膽な一般財源化を追求する。地方財政計画・地方交付税は地方団体の意見を踏まえ、その充実を図り、地方交付税制度の改悪、特例減税等は実施しない。

地域の再建のため、農林漁業、地場中小企業の振興をはかるとともに、森林の保全と育成のための財政制度の確立を進める。地域格差是正と国土の均衡利用を推進し、東京の生活環境の改善を図るためにも、首都移転計画を策定する。

II. 平成五年度予算の重点施策の概要（各論）

1. 外交防衛、国際協力等の基本施策

(1) 過渡期の安全保障政策の確立とグローバルな軍縮の推進

①アジア・太平洋地域において地域の信頼醸成と軍縮、紛争の未然防止と平和的構築を着実に推進するために、関係諸国が参加する局地的な多国間協議の枠組みづくりや「アジア・太平洋安保協力会議」などの地域機構の設置に向けて積極的なイニシアチブを発揮するとともに、経済的相互依存関係を基盤として経済・政治・文化・環境等の広範な分野にわたる総合的・多角的な交流を推進し、そのための場所・人員・運営に必要な資金を計上する。

(2) 信頼に基づく近隣外交の追求

①アジア太平洋地域の地域協力と安全保障が重要になりつつある今日、日本が指導的役割を演じるためにも、近隣諸国国民の戦争被害に対する補償要求に誠実に応える必要がある。このため、各国の被害請求の調査を行い、併せて将来、「戦後補償基金」（仮称）を設置することを念頭に置いて、必要な調査を行い、サハリン在留朝鮮・韓国人の親族再会、帰国への助成強化、強制連行・従軍慰安婦問題・BC級戦犯に関する調査も推進する。

②冷戦後の軍縮・協調の潮流に積極的に対応した自衛隊の再編縮小、防衛費の圧縮を図る。当面、三自衛隊の統合化推進、陸自師団等の統廃合、海自対潜能力の削減、空自防空体制の見直しと省力化などを通

じた規模の縮小等を図り、定員および装備の削減を行う。

また、超党派・国民に開かれた「自衛隊改革委員会」を設置し、「防衛計画の大綱」および「中期防衛力整備計画」の抜本的見直しを行ふ。

③平和憲法遵守の精神を踏まえ、今日における防衛政策の改革、平和保障政策の確立を含めたわが国の安全保障政策の理念・枠組み等を国民的議論と合意のもとに形成するための「安全保障基本法」（仮称）制定の検討を進める。

④安保条約の機能の制限的・縮小的運用を行う。当面、アジア・太平洋地域の新秩序構築のための軍縮・信頼醸成措置として、米艦艇の核不搭載保証などによる非核三原則の徹底化、条約第六条（極東条項）事態に関する事前協議の徹底、集団的自衛権行使のための日米協同演習中止、日米防衛ガイドラインの抜本見直し、基地の返還・縮小、思いやり予算の増額停止を図る。また、住民の生命・生活を脅かす訓練の中止、基地周辺環境破壊の軽減など、安保条約の厳格な運用を推進する。

廃する。

(3) アジア太平洋の地域協力の促進

冷戦時代の終えんに伴い、アジア太平洋地域にも地域協力の可能性が生まれつつある中で、日本はアジア太平洋地域協力機構の設置に向けて具体的な施策を積み上げなければならない。そのために、既存の地域組織（APEC、ASEANなど）の強化に貢献するとともに「環日本海圏構想」の実現に向けて必要な財政的支援を行う。また、域内の政府間レベルでの対話促進のために必要な措置を講ずる。

(4) 開発援助の基本改善

ODAを単に量的に拡大するのではなく、開発途上国の人権尊重、軍縮促進、環境保全とリンクさせることで、途上国民衆の利益に供するよう改革する。とくに、アジアにおける軍備増強、武器貿易の増大の事実に鑑み、軍備増強を行う途上国への援助削減に関して一定の基準を設けるような措置を検討する。また、援助の理念・原則、国会の関与、情報公開、行政の一元化などを内容とする「国際開発協力基本法」を制定する。

児童扶養手当、老齢基礎年金・退職共済年金および障害基礎年金の子供の加算給付ならびに遺族基礎年金等の支給要件に関する現行「一八歳まで」を「高校卒業時まで」に延長する。

(2) 高齢者介護対策の確立

①現在の「高齢者保健福祉推進一〇か年戦略」を九六年度までに前倒し執行するとともに、二〇万人ホームヘルパー、一万箇所の老人訪問看護ステーション、小学校区毎のデイケアセンター・ショートステイの設置、ケアハウスの拡充整備等々を含む九九年度を最終年度とする「新ゴールドプラン」を策定する。これらの事業に係る国庫補助率のかさ上げ措置を講じる。

②老人訪問看護事業の対象年齢を四〇歳以上に引き下げるとともに、この事業に伴う運営および施設整備に国の助成を行う。

③安く利用しやすい介護機器を開発するために情報、開発技術等にたいする国の援助を積極的に行うと同時に、利用者に対して安価な利用料金で貸与する道を開く。

④介護休業制度導入奨励金制度の創設等による介護休業制度の普及および法制化を促進する。

(3) エイズ対策の前進

①早期発見のため保健所および国立病院において無料の匿名検査を推進するとともに検査に必要な要員等の整備を緊急に行う。

②カウンセリング体制を充実し、感染経路など国民がエイズに関して正しい知識をもつような一大キャンペーンを展開する。

③血液製剤によってエイズに感染された血友病患者に対する国としての補償制度を早急に確立する。

2. 福祉・高齢者対策の推進

(1) 児童扶養手当等の給付要件の改善

(5) 非軍事・文民・民生の原則に基づく常設組織の創設
国民合意を欠いたPKO協力を名目とした自衛隊の海外派遣を取り止め、「非軍事・文民・民生」の原則に基づいた常設組織を創設する。このために現在のPKO強力法を抜本的に見直す。また常設組織の設置に当たり、自衛隊を削減し、その専門能力を活用する。

(4) 年金制度の充実

①被用者年金財政調整法の見直しに当たっては鉄道年金に対するJRおよび国の責任をまず明確にする。

②現行の年金加入日である一九七〇年一月一日を一九五四年五月一日に遡及するなどの措置を講じ、沖縄と本土との年金格差の解消に努める。

③難民条約に加入した一九八一年一月一日時点で二〇歳を超えていたために障害基礎年金を受給できていない在日外国人に救済措置をとる。

④寒冷地における年金受給者の暖房費負担の軽減を目的にした「寒冷地福祉手当」支給のための法整備を図る。

(5) 被爆者援護法の制定

被爆者援護法を早期に制定し、国家補償の理念に基づく被爆者の真の救済を図る。

3. ゆとりある労働の創出

(1) 労働時間の短縮等

①「年間総実労働時間一八〇〇時間」の実現をめざし、週休二日・週四〇時間労働制の確立、上限規制又は割増賃金率の引上げ等による所定時間外・休日労働の縮減、下請中小企業に対する発注方法の改善など、労働基準法の改正等の法的整備を含めた総合的な対策を講じる。

②育児休業法の円滑な施行及び育児休業期間中の所得保障制度の確立や介護休業制度導入奨励金制度の創設等による介護休業制度の普及および法制化を促進する。

(2) パート労働法制定など雇用制度の改善

- ①パートタイマーの保護・権利保障のため、「パートタイム労働法（仮称）」の制定を図る。
- ②高齢者雇用については、六五歳までの定年延長の促進、年齢を理由とする雇入れ制限の禁止など、高年齢者の雇用保障を推進する。
- ③障害者雇用についても、障害者雇用促進法を積極的に運用し、障害者雇用促進体制の整備拡充を図る。

④季節労働者については、「積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する法律（略称・季節労働者雇用対策法）」の制定をめざし、労働条件の改善、雇用促進・雇用安定等を図る。

(3) いのちと健康を守る対策の推進及び災害補償制度の拡充
労働災害による重度障害者の介護料引上げ等、災害補償制度の拡充、被災者の職場復帰促進を図る。また、過労死に係る労働災害認定のあり方の見直しを行つとともに、迅速な救済がなされるよう不服審査体制の改善・整備を図ることとする。

(4) 外国人労働者問題への適切な対応

外国人労働者の保護、権利保障に取り組む。また、いわゆる研修問題については、公的機関による外国人研修の拡充を図るとともに、民間研修が研修本来の趣旨に沿つて行われるよう行政指導を徹底する。

4. 人権擁護・差別解消

(1) 女性の権利確立

- ③労働基準監督官等労働基準監督署職員、公共職業安定所職員、都道府県婦人少年室職員、中央労働委員会審査官、労働保険審査官をは

じめ、労働行政の推進に必要な職員の確保を図る。

政府の「婦人問題企画推進本部」に法的根拠・権限を措置し、女性の社会参加・地位向上等に取り組むとともに、女性の差別的取扱いの禁止を実現するため、男女雇用機会均等法の抜本改正を図る。また、母性の社会的保護の強化や夫婦別姓の選択制等の実現をめざす。

被収容者の処遇改善、人権擁護策の確立、法律扶助事業に対する補助金の増額を図る。

5. ゆたかな生活環境づくり

(2) ポスト障害者年

心身障害者対策基本法及び精神保健法の改正に取り組み、障害者が主体的に生きしていくための諸権利を確立するとともに、関連予算の拡充を図る。「国連障害者の一〇年」で積み残してきた問題を整理し、ポスト国際障害者年に向けての行動計画を策定する。

(3) 子どもの権利条約と国内法整備

子どもの権利条約の早期批准とともに、国内法の整備を促進するとともに、子どもの権利条約に基づく学校における子どもの権利の回復を急ぐ。

(4) アイヌ新法等の制定

「アイヌ新法」の立法化措置、外国人登録法の抜本改正、「国際先住民年」などに積極的に取り組むとともに、在日朝鮮・韓国人等定住外国人の法的地位向上を図り、安定した在留権を保障する。

(5) 「部落解放基本法」の制定

「部落解放基本法」を制定し、国・地方公共団体が人権思想の普及高揚に努めるべき義務を定めるとともに、同和対策事業として、同和地区における十分な予算措置を講ずる。さうに人種差別撤廃条約を早期に批准し、総合的な差別撤廃行政を推進する。

(6) 受刑者等の人権尊重

(1) ゆとりある住生活の実現

①サラリーマンが年収の五倍で住宅を取得できるようにするという、ナショナルミニマムの実現のため、引き続き地価の下落を促進する。そのため、地価税の着実な実施をはじめとする土地税制改革、地価の監視、公的 土地評価の一元化、土地取引情報の開示などをすすめる。公有地の選考取得に当っては、地価の下げ止まりを促すことのないよう、買い上げ価格の決定などに充分配慮する。

②大都市における中堅労働者の居住条件の改善のため、公共賃貸住宅、特に借り上げ公共賃貸住宅である地域特別家賃住宅の供給拡大に重点を置く。三大都市圏においては、農地の宅地並み課税の実施に対応し、借り上げ公共賃貸住宅の建設に強力な誘導策を取り、九三年度では、前年度の倍の二万戸の供給をめざす。

③公団住宅の建替えに当たっては、高齢者・年金生活者世帯等に配慮し、公団に対する一般会計予算からの援助拡大、公営住宅の併設推進等により、引き続き居住できるよう対策を進める。

④高齢者が安心して住める住宅供給を進めため、税制・金融などの優遇策と、公共住宅においても率先して高齢者用住宅の供給に努める。

(2) 生活環境改善・向上

①生活基盤の整備、環境改善のため、下水道、都市公園、生活道路等の整備を重点的に進める。とくに、下水道については、中小市町村に事業が拡大していることに対応し、流域下水道中心の計画を見直し

小規模処理プラントを積極的に位置づけ、公共下水道、小規模地域下水道、合併処理浄化槽設置事業の間の有機的な分担を図り、効率的、機能的、経済的な下水道網が、早期に全国的に展開されるよう努める。

②国民生活の安全性向上を図るため、特に大都市圏周辺の人口急増地における中小河川の改修を重点的に進める。
③都市公園の整備を推進するとともに、電柱埋設事業、景観保全事業や街並みづくりなどを進める。

④住民参加・地方自治体の権限強化を基本とする都市計画法・建築基準法の再改正の実現をめざす。

(3) 住民の交通条件の向上

①総合交通政策の推進、都市鉄道の整備促進、過疎地における生活路線である鉄道・バスや離島航路に対する助成の強化、交通安全確保の徹底化を図る。

②大都市交通の混雑緩和のため、地下鉄建設の促進と企業償償還に対する一般会計からの繰入れ強化、公共交通整備と駐車場対策、違法駐車対策等を強化する。
③モビリティ・ハンディキャップ（移動における制約）の克服をめざし、その実現に向けた具体的なプログラム＝「基本法」の制定に取り組むとともに、公共交通施設の「安全基準設定」づくりを進め、移動の自由を確保するための駅施設・乗換え施設等の改善などを図る。

(4) 環境・分権型「新リゾート法」制定

地方の主体性を尊重した環境にやさしい国民的保養地域の整備を総合的に進めるため、現行法の「リゾート法」を廃止し「自然との共生」「地方分権」を基本とする新たな「自然との共生・地方分権型リゾート法」（国民的保養地域の整備に関する法律）を制定する。

(5) アスベスト規制

「石綿製品の規制等に関する法律案」（アスベスト規制法案）を制

6. 環境基本政策の確立と法体系の整備

(1) 地域環境基本法の制定

被害の実態の把握と責任の明確化、被害の救済と現状回復、環境破壊の予防、環境を汚染するものが費用負担する原則を確立し、地域環境基金の創設、ODAの見直しと、環境保全型ODAの確立など地域規模での協力体制の創設を規定する「地球環境基本法」を制定する。

(2) 環境影響評価制度の確立

わが国の現行の環境アセスメント制度（閣議決定）は、環境保全の面から枠付け、環境と調和した計画を立案する行政手法となつておらず、計画段階、実施段階、事後的に環境影響を再調査と開発内容の変更を柱とする環境影響評価制度へと改善する。また、環境行政を効果的に推進するため、環境庁を環境省に昇格する。

(3) 地球温暖化防止計画の推進

地球温暖化を防止するため、西暦二〇〇〇年までに「酸化炭素の排出量を一九九〇年レベル世界全体で二〇%削減することを目標とし、日本を含む先進工業国においては、これまでの排出の責任の重いことから三〇%削減を目標とする。

(4) 環境教育の充実

環境保全に果たす教育の重要性に鑑み、環境教育の指導者の育成、環境教育推進のための企業・行政・NGOの三者の協力体制の確立、企業の環境倫理の育成等を図る。

定し、肺癌、悪性中皮腫、じん肺などの健康障害の原因となるアスベストを規制する。

(6) 水質保全の推進

河川や海岸、湖沼などの水質汚染を防ぐため生活排水処理施設設置にかかる国庫補助率を引き上げるとともに、上水道の水質基準の改善、水源対策の確立を図る。

7. 文化と教育の充実

(1) 初等中等教育の充実

①義務教育三五年人学級・高校四〇人学級の実現、授業時数の大胆な削減を含む学校五日制の完全実施と社会の変化に対応する学習指導要領の改訂、偏差値教育の追放、学校図書館の整備拡充、子どもの権利条約に基づく学校における子どもの人権の回復を急ぐ。

②進学を希望する若者の全てに教育機会を保障し、国民の教育費負担を軽減する。

③教育条件整備に貢献してきた義務教育費国庫負担金制度を堅持し、事務職員・栄養職員を同制度から除外しない。

(2) 高等教育改善

①教育を歪めている受験制度を改革するため、入試センター試験を大学受験資格を認定する制度に改める。

②親の教育費負担を軽減するために入学金・授業料を軽減し、私学助成を拡充する。また学生のための公的住宅や、親のない青年もアルバイトなしで学べる奨学金制度の確立を図る。

(3) 科学技術の振興

科学研究費を抜本的に拡充し、大学や共同利用機関における基礎科学研究に重点的に配分する。若手研究者の研究活動を活性化させたため、優れた研究に予算が重点的に配分される制度への転換をはかり、研究者の待遇の改善などを一層進める。

(4) 文化・スポーツ・生涯学習の充実

①地域の文化・スポーツ活動のため施設を小学校区単位に整備し、その活動を援助できる指導員・アドバイザーの配置を行う。

②芸術文化振興基金・スポーツ振興基金の抜本的拡充、埋蔵文化財の発掘調査費や史跡等公有化助成費の拡充、自然遺産・文化遺産の保護の予算の拡充、企業メセナの奨励のための課税控除の実現等を図る。

③社会人のリカレント教育の機会を拡充するための大学の夜間主コースや昼夜開講の創設に伴うスタッフの拡充をはかり、生涯学習の需要に対応する社会教育の充実を行う。

8. 経済の転換と中小企業対策

(1) 経済構造の質の転換

①景気低迷に対応した適切な経済運営を進めるとともに、ゆとりと豊かさある国民生活の実現、地球規模のエネルギー環境問題の克服に向けた環境保全・資源循環型社会システムの構築、冷戦構造の集結とともになう新たな国際協調への努力等を基調とした経済構造への転換を図る。

②内外に開かれた公正な市場ルールを確立するため、独占禁止法を改正し法人罰金の上限を三～五億円に引上げるとともに、公正取引委員会事務局の人員を今後三年間でさらに六〇名程度増員し、違反行為に対する抑止力を抜本的に強化する。

(2) 活力ある中小企業の発展をめざして

業種・企業規模等の実態を踏まえた総合的な施策体系の再構築を図り、開業支援、労働力確保のため労働環境改善、省力化投資や環境対応投資の促進、総合的な物流対策の推進、下請取引適正化等を進めます。また、魅力ある商業集積づくりの支援、伝統産業振興に努める。

(3) エネルギー対策の推進

持続的発展可能な環境保全型経済社会を築くため、安心で安定したエネルギー供給のベストミックスを追求する。このため、天然ガス等の再生可能エネルギーなど代替エネルギー・未利用エネルギー開発と導入の一層の促進を図る。また、地域におけるエネルギー有効利用を進めるため、コジェネレーション、地域冷暖房、太陽光利用の本格的普及に向け、法制度の見直しや整備を進め、地方公営水力発電の電力会社への売電料金の引き上げや新規設置への補助の拡大等を図る。

(4) 消費者保護の充実

①製造物責任法の制定、簡便・迅速な被害救済システムや消費者に開かれた製品危害情報収集システムの整備、国民生活センターの機能の大幅拡大を図るとともに、安全な製品の開発・普及、生活協同組合の振興等をさらに進める。また、多重債務者の急増、継続的役務取引を巡る消費者トラブルの発生等に適切に対応した施策を講ずる。

②残留農薬基準の強化・食品添加物規制等によって、安全な食糧の確保を図る。

(5) 情報通信の充実

①電気通信、電波放送などの研究開発の推進と、電波の周波数資源の開発等を行う。また、テレビの難視聴解消、移動通信の利用地域の拡大、身体障害者の利用を念頭において情報通信システム等の研究

開発・改善、文字・字幕・手話放送の普及、公衆ファクシミリの増設など、利用条件の整備とネットワークづくりについて具体化を図る。

②身体障害者・高齢者の情報通信利用に関しては「FAX番号帳・伝心」の実績等を踏まえ「情報通信の利用機会の均等化を促進するための支援制度の整備」の実現をめざす。

③情報通信基盤の整備に対する支援策を講じ、情報通信の地域間格差の縮小や東京一極集中の是正、さらに生活面における格差縮小の施策を推進する。

9. 農林水産業の振興

(1) 農業再建

①食糧の安全保障を確保する観点からコメ等の例外なき関税化を行わず、乳製品やでん粉等の輸入制限措置を堅持する。

②現在の硬直した中央集権型農政から地方分権型農政へ転換を図るため「地域農業振興法」を制定する。また、農山村の総合的な住環境整備を図るため「農村総合整備促進法」を制定し、モデル事業を実施する。

③中山間地域の活性化に向け日本型デカップリングを柱とする「中山間地域等農業振興法」を制定し環境保全型農業振興等の奨励金を交付する。

④農業後継者確保のため「青年農業者就農援助法」を制定し、研修資金や設備資金、経営安定資金の無利子もしくは超低利融資を行う。

(2) 林業活性化対策の推進

①民有林・国有林一元管理の流域管理システムの実効性を確保するため、全国森林計画・森林整備計画の充実を図る。また、流域管理システムが自治体に過度の負担をかけないよう財政措置を講ずる。

(2) 林業労働者の確保のため「林業労働力確保法」を制定し、他産業並の労働条件の確保、若年就労対策など細かい助成を行う。
(3) 国有林野事業対策への一般会計繰入の増額を図るとともに、累積債務対策については借入金の返済条件の緩和等を図る。

(3) 漁業の振興

①漁業生産基盤の整備と漁村地域の活性化を図るとともに、わが国周辺水域を自然活用型産業として発展させるため、資源調査、資源管理関連施設の整備等を総合的に推進し、沿岸漁場環境の整備を図る。
②漁協の経営基盤を強化するため、事業種類・規模の拡大・合併・信用事業の統合等を促進する。

③わが国漁業に対する厳しい国際環境に対処し、遠洋漁業を安定的に維持するため国際化に対応した漁業を推進し、水産動植物の保護と環境対策を積極的に推進する。ことに関係諸国との漁業協力の推進を図る。
④遠洋漁船に対する助成措置を設け、海洋環境調査機能を付与するとともに、流し網禁止等環境問題から禁止に追い込まれた漁業に対する代替漁法の開発や減船補償措置を講じる。また、来年度京都市において開催されるIWC（国際捕鯨委員会）年次総会を成功させる。

10. 地方分権の推進

(1) 地方財政制度の改革

①地方財政計画については、地方自治体の中長期的な計画および具体的施策に伴う行政需要を勘案し、地方の意見を反映させ地方の必要な財政需要については的確に計上し、より地方の実情に即したものとする。

②地方交付税は総額確保を追求するとともに、その内容の充実強化

を図る。また地方交付税を国的一般会計を通すことなく、国税収納金整理資金から直接交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる制度を積極的に検討する。

③地方税について、負担の公平・適正化、自治体の行政にあった税目への改革を図り、その上で地方と国の税源の再配分を目指す。また、分権の基本は自主財源の充実であり、課税自主権の強化を図り、具体的な税率や課税手続きは条例で定めができるものとする。非課税等特別措置については適宜見直しを進める。

④公共交通にかかる補助金については、国庫負担制度の充実を図り超過負担を解消させる。なお補助金の見直しを進め、単独事業が可能なものについては適切な財源措置を行い、単独への移行を図る。また零細な奨励的補助金については整理・統合を図り、一般財源化を推進する。

⑤地方債については将来的には原則として起債の自由化を図ることを展望し、当面は景気対策に果たす資金対策の見地から許可制度を弾力化する。なおその際、資金需要の調整、資金の地域偏在の問題、自治体間の信用力の格差の問題を考慮に入れ、地域金融機関との連携のとれた地方分権的金融機構の構築を目指す。

(2) 地方分権推進法の制定

自治・分権を推進するため「地方分権推進法」（仮称）を制定し、地方分権推進委員会の設置、地方分権推進計画の策定を行ふとともに、所要の財源措置を講じる。



一九九三年経済・財政改革要綱 — 当面の経済・財政対策と平成五年度予算編成に関する基本方針 —

(中間報告) — 骨子

日本社会党シャドー・キャビネット財政委員会

I. 経済・財政改革と平成五年度予算に関する基本方針

(総論)

1. 新しい経済・財政運営 — 四つの視点

- (1) 生活者型の構造への転換
- (2) 中央集権から地方中心・分権の構想への転換
- (3) 中期的な財政計画の策定
- (4) 新たな地球規模での総合的な対応の鮮明化

2. 求められる「生活」成長戦略

- (1) 國際協調主義への脱皮
- (2) 内需・実需主導による「生活」成長
- (3) 路線への転換
- (4) 平和・福祉・環境へのシフト
- (5) 地域格差是正と「小さな中央政府」への移行

3. 当面の経済・財政対策に対する基本的見解

- (1) 従来型の「総合経済対策」の改善を(公共投資の改善・減税の実施・地方単独事業重視)
- (2) バブル封じと金融システムの改革
- (3) 生活者主体の「生活大国」づくり
- (4) 補正予算に対する基本的考え方(対策の出遅れの反省、地価対策と減税、単独事業と財源対策、財投と郵貯活用、九三年度への継承)

4. 平成五年度予算編成に関する基本方針

- (1) 予算編成の視点(財政民主主義の再確立、確かな財政再建、財政構造の改革、国・地方の事務・事業配分の見直し、税制改革の推進)
- (2) 平成五年度予算編成の五つの基本方針(政治腐敗防止・政治改革の推進、確かな軍縮の推進と国際協力、福祉と環境を重点とした生活者経済の確立、公平・公正な税制・地方分権と地域振興)

II. 平成五年度予算の重点施策の概要(各論)

1. 外交防衛、国際協力等の基本施策

- (1) 過渡期の安全保障政策の確立とグローバルな軍縮の推進
- (2) 信頼に基づく近隣外交の追求
- (3) アジア太平洋の地域協力の促進、開発援助の抜本改善
- (4) 非軍事・文民・民生の原則に基づく常設組織の創設

2. 福祉・高齢者対策の推進

- (1) 児童扶養手当等の給付要件の改善
- (2) 高齢者介護対策の確立
- (3) エイズ対策の前進
- (4) 年金関係の充実
- (5) 被爆者援護法の制定

3. ゆとりある労働の創出

- (1) 労働時間の短縮等
- (2) パート労働法制定など雇用制度の改善
- (3) いのちと健康を守る対策の推進及び災害補償制度の拡充
- (4) 外国人労働者問題への適切な対応

4. 人権擁護・差別解消

- (1) 女性の権利確立
- (2) ポスト障害者年
- (3) いどもの権利条約と国

内法整備 (4)アイヌ新法等の制定 (5)「部落解放基本法」の制定

(6)受刑者等の人権尊重

〔作業スケジュール〕

2月 3月 予算審議、組み替え・修正要求

予算関連法案審査

概算要求基準等への見解

5. ゆたかな生活環境づくり

- (1)ゆとりある住生活の実現 (2)生活環境改善・向上 (3)住民の交通条件の向上 (4)環境・分権型「新リゾート法」制定

6月 各省概算要求への対応、各界ヒアリング等
景気・経済対策、次年度予算対応作業
補正予算審査 各界ヒアリング等

6. 環境基本政策の確立と法体系の整備

- (1)地球環境基本法の制定 (2)環境影響評価制度の確立 (3)地球温暖化防止計画の推進 (4)環境教育の充実 (5)アスベスト規制 (6)

7月 8月 10月 11月 12月 1月 2月 会談
各省折衝、次年度予算・税制改正要求方針確定、党首
各党折衝
*財政アドバイザー会議は適時開催

7. 文化と教育の充実

- (1)初等中等教育の充実 (2)高等教育改善 (3)科学技術の振興 (4)文化・スポーツ・生涯学習の充実

*財政アドバイザー会議は適時開催
*財政政策作業は財政・自治委員会、景気・経済対策は財政・自治・建設・福祉・労働各委員会の共管

8. 経済の転換と中小企業対策の推進

- (1)経済構造の質の転換 (2)活力ある中小企業の発展をめざして
(3)エネルギー対策の推進 (4)消費者保護の充実 (5)情報通信の充実

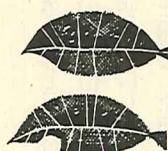
実

9. 農林水産業の振興

- (1)農業再建 (2)林業活性化対策の推進 (3)漁業の振興

10. 地方分権の推進

- (1)地方財政制度の改革 (2)「地方分権推進法」の制定



【政策の焦点】

選挙と争点と政策

— 九二参議院選挙をふり返ると —

浜 谷 憲
政策審議会事務局

よく筋書きのないドラマということがいわれるが、選挙にも筋書きはない。主役の「代理人」を任ずる各政党は、選挙に当たってそれぞれ筋書きを描いて多数派をめざすことになる。しかし、主役である肝心の国民は燃えでくれない。ここからドラマは一転することになった。

この新しい状況を猪口孝・東大教授は革新逆転状況から「保守準安定多数確保」で政治力学の流れが変わった、と指摘している。(毎日新聞92・7・28)

社会党が掲げてきた参議院における与野党逆転状況の定着・発展と、自民党政権に変わる新たな政治勢力結集の方針は、いま再検討が迫られている。政策もまた、厳しい評価を受けることになる。そこで、先の選挙における政策争点を振り返りつつ、今後の争点づくりについて二、三の点について考えてみたい。

鮮明にできなかつた政策争点

回に比べ今回の選挙で社会党が失った一・七〇票にほぼ近い票数を示している。この結果、周知のとおり社会党と連合は「敗北」した。

表に示した「92参議院選挙『政策発表』と報

道」は、選挙が公示された七月八日から投票日の七月二六日までの間に田辺委員長、山花書記長らが遊説先で明らかにした一七の「政策発表」と、これらを報道した朝日、読売、毎日、日経の各紙の記事の量を行数で示したものである。

一見して気づくことは、各紙の扱いが意外なほど小さなものでしかなかったということである。四紙に掲載された記事は延べにして三四回、その見出しで「二段」が一回、「三段」が四回、他の三一回はいずれも「一段」で通常「ベタ記事」と呼ばれるものである。政策発表に対するテレビ各社の扱いも新聞紙上と同様に小さい。そうなると見出しへ「国会再生へ緊急提案」とか「在宅看護充実へ法案要綱」「農村促進法案提唱」「環境保全法案を発表」など、特徴のないものとなる。発表する側からすれば、アピールしたい内容のポイントやその具体性を欠いたものとなつて報道されてしまうという結果を招いている。

ただ、会見が東京以外で行われた場合、ローカル紙やローカル欄、ローカル局での扱いは多少異なってくる。選挙区対策という面から見れば、委員長、書記長らリーダーの遊説が地元マスコミを通じて報道されることの効

果をもって政策発表を評価する考え方もあり立たないわけではない。しかし、そもそも選舉期間中における政策発表の目的が、国民に対する選舉の争点を明示し、さらに争点を高め、盛りあげていくことにある以上、これらの評価が全国的な視点からなされなければならぬことは当然である。

選挙が、各政党の掲げる政策の優劣を最大の争点に競われていることは間違いない。社会党は92参議院選挙政策として「逆転新時代」ゆとり、やさしさ、そして公正」のキャッチフレーズのもとに「六つの改革・一二の政策」を提起してきた。つまり、社会の改革、経済の改革、教育の改革、政治の改革、国会の改革、行財政の改革であり、高福祉時代を実現する三つの政策・ゆとりと豊かさを実現する六つの政策・国際協力のための三つの政策がそれである。各種世論調査等の動向を参考に国民の関心の高い政策課題に対し、いずれも改革を強く訴えた政策である。しかも、奈良、宮城の補欠選挙に見られた通り逆転参議院の定着・発展を争点とする国民の側の期待には大きなものがあった。ある意味で、期待には89年選挙で争点になつた「消費税・リクルート・こめ」に類するだけのものがあつたともいえる。

ところが国会の最終盤、事は一変した。争点は、逆転参議院の実績の延長線上に描く

政治の変化への期待から、PKO法をめぐるものに変わり、おおよそ次の三つを争点に立つることの是非である。第一は、PKOと新しい国債協力のあり方である。そして第三は、質疑打切り・強行採決と牛歩や議員辞職願、議会制民主主義の再生をめぐる問題である。いずれもこれらの争点は、社会党がつくりあげ、望んだ争点であった。しかし、現実の選挙戦のなかでPKO法をめぐる争点は、周知のとおり社会党が望んだ争点と異なったかたちで争われるという結果になった。

社会・連合・民社中心の野党「対」与党である政府・自民党との対決の構図は、崩れてしまった。自民党の選挙戦略・戦術にまんまと陥ってしまったといえはそれまでだが、社会党の切り返しの組み立てが旧来型、イデオロギー型と受け取られてしまつたことも大きかった。反省するところ大である。

政策形成の基盤を五一%型に

このように政策から遊離した争点（政治争点）への転換に対し、これをいかに政策次元に引き戻すか、課題は重要である。政策の争点は、国民の関心度と政策の目指す理念、

政策によって各政党によって設定が試みられる。この場合、二つの点について特段に注意を払つておく必要がある。

一つは、各省庁の行政情報を自由に活用できるとの是非である。第二は、PKOと新しい国債協力のあり方である。そして第三は、質疑打切り・強行採決と牛歩や議員辞職願、議会制民主主義の再生をめぐる問題である。いずれもこれらの争点は、社会党がつくりあげ、望んだ争点であった。しかし、現実の選挙戦のなかでPKO法をめぐる争点は、周知のとおり社会党が望んだ争点と異なったかたちで争われるという結果になった。

社会・連合・民社中心の野党「対」与党である政府・自民党との対決の構図は、崩れてしまった。自民党の選挙戦略・戦術にまんまと陥ってしまったといえはそれまでだが、社会党の切り返しの組み立てが旧来型、イデオロギー型と受け取られてしまつたことも大きかった。反省するところ大である。

二つは、争点形成に及ぼすマスメディアの影響についてである。すでに政策発表の扱いの小ささいことについてはふれた。それは政策に魅力がないからなのか、それとも争点にふさわしい課題でないからなのか、もっとマスクミとしての主張を明確にすべきではなかつ

たかと思う。毎日の倉重篤郎記者は「マスコ

ミが好きこのんで争いをあおることは厳に慎
まなければならないが、時には『争点』を求
めていかなければならなかつたのではないか」と反省を込めている（毎日新聞92・7・29）。

新鮮さを感じる意見である。

さて、そこで「政策が争点にならなかつた」問題を社会党の問題に返して考えてみたい。

社会党が提起した「六つの改革・一二の政策」や政策発表のテーマのほとんどは、合意争点といわれる範疇のものであり、政策の質とそれを実現する道筋を競うものである。しかし、これら社会党的政策が、例えども階層や、どこの地域にも配慮した「うますぎる」ものとして疑いを持たれたり、あるいは逆にごく限られた階層に配慮しすぎたものを受け取られていなかつたかどうか。急ぎ点検する必要がある。

ないということのようである。

衆議院の解散・総選挙がそう遠くない時期にやってくる。そこで通用する政策の争点づくりのためには、政策形成の基盤を思い切つ

て「一〇〇%型」や「一〇%型」からターゲットを明確にした「五一%型」に移した新たな政策提起の試みを急ぐ以外にないよう思

う。社会党がこの間、党改革を進める中で国民に約束してきた「政権を担える党」への脱皮も、シャドー・キャビネットの発足も、結局のところは国民の五一%の支持を得られる政策の提起を実現させていくという問題につきるということであるのだから。

（はまたにあつし・政策審議会事務局次長）

表'92参議院選挙「政策発表」と報道

発表テーマ	日時	場所	発表者	朝日	読売	毎日	日経
地方分権型リゾート法の制定	九	滋賀	委員長	一一	二二	一六	一五
第二次緊急経済対策	九	栃木	書記長	二三	二九	一六	一五
PKO法に関する政府広報	一〇	岐阜	書記長	二三	二〇	一三	二〇
国会改革三つの緊急提案	一一	長崎	委員長	二四	一一〇	一一	一一
家族介護休業法案の提案	一二	鳥取	書記長	一四	一一	一一	一一
高齢者ケア七ヶ年計画の実施	一三	佐賀	委員長	一〇	三三	一五	一五
地方分権推進法の制定	一四	東京	委員長	一一	二二	二二	二二
農村総合整備促進法の制定	一五	青森	村沢	三一	二五	二五	二五
地球環境保全基本法案の提唱	一六	高知	委員長	二二	一五	一五	一五
国民投票制度の創設	一七	札幌	書記長	二二	一八	一七	一七
景気に関する四つの緊急提言	一八	東京	鹿児島	二二	一七	一七	一七
農業再建四つの提言	一九	奈良	委員長	二二	一七	一七	一七
教育費の負担軽減	二〇	仙台	書記長	二二	一七	一七	一七
新しい政治へ協調と改革	二一	鳥取	久保田	二二	一六	一六	一六
ODAに関する五項目の提言	二二	群馬	委員長	二二	一四	一四	一四
改めてPKO法の問題点	二三	東京	書記長	二二	一七	一七	一七
自衛隊海外派遣の是非を審判	二四	八	八	二四	二四	二四	二四

（注）① 発表者の五十嵐はシャドー・キャビネット自治委員長、村沢はシャドー・キャビネット農林水産委員長、早川は政審会長、久保田はシャドー・キャビネットの外交委員長。

いことになってしまって、魅力を感じられないことになってしまって、魅力を感じられないことになってしまって、魅力を感じられないことになってしまって、魅力を感じられないことになってしまって、魅力を感じられないことになってしまって、魅力を感じられないことになってしまって、魅力を感じられないことになってしまって、魅力を感じられないことになってしまって、魅力を感じられないことになってしまって、魅力を感じられないことになってしまって、魅力を感じられないことになってしまって、魅力を感じられないことになってしまって、魅力を感じられないことになってしまって、魅力を感じられないことになってしまって、魅力を感じられないことになってしまって、魅力を感じられないことになってしまって、魅力を感じられないことになってしまって、魅力を感じられないことになってしまって、魅力を感じられないことになってしまって、魅力を感じられないことになてしま

う。朝日、読売、毎日、日経の各紙の数字は誌面に報道された行数。

日本社会党政策審議会編

日本社会党政策資料集成



▼社会党の主要政策を
網羅した政策資料集成

一九四五年の結党から一九九〇年
一回の総選挙までの、社会党が提起
した主要な政策、法案を網羅。百数十
点を網羅した初の政策資料集成。五つの時代区分に整理し、
解説を付した。

▼日本の戦後政治史への貴重な資料集

片山内閣からの講和講争、安保国会、沖縄国会、公債国会、反
インフレ国会など、社会党が政府自民党と対決した政策の資料
集は、そのまま戦後政治史に亘る貴重な資料集でもある。

▼政策形成の実績からみた日本社会党史

「何でも反対の党」といわれた社会党だが、労働、福祉、農業、
中小企業政策などで政策提起の先駆的役割をはたしてきた。本書は政策活動面からの社会党史である。

▼連合政権を展望する21世紀への問題提起

戦後政治の転換期を迎えた今日、消費税廃止法案、政治倫理
法案、土地基本法案等の四党共同提案や、土井提言をはじめ第
三五回総選挙政策は、連合政権をめざし、新しい時代を切り開く
ための問題提起である。

「日本社会党政策資料集成」目次

第一部 結党から再統一の時代
(一九四五年から一九五〇年代)

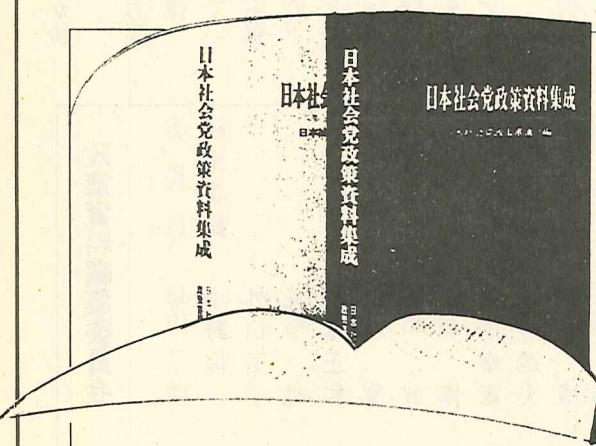
第二部 高度成長の時代
(一九六〇年代)

第三部 保・革伯仲時代
(一九七〇年代)

第四部 八十年代・連合の時代へ
(一九八〇年ー一九八八年)

第五部 連合政権をめざして
(一九八九年ー一九九〇年)

（資料）歴代委員長・書記長・政審会長一覧



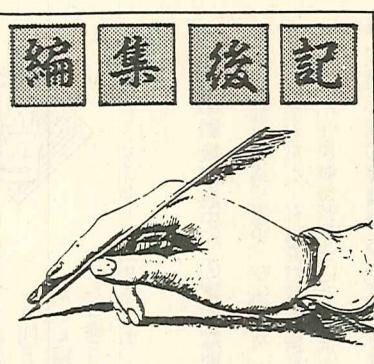
体裁・B5判 上製 化粧函入1400頁
定価・28,000円(税込・送料別)

日本社会党政策審議会
政策資料係 TEL(03) 3581-5111 内3886

「一人の人間を殺した人は重い犯罪者となるが、何千何万人の人間を殺した人は英雄になる」という意味のことをチャップリンは『殺人狂時代』でしている。

だれもが読んでいるであろう佐藤道夫・札幌高検検事長の投稿『検察官の役割とは何か』

(九月二九日の朝日新聞論壇) の同じページの声欄には相模原市の中学生の投書が載っている。「僕の通っている私立中学校の元校長が汚職で逮捕された。去年の春、一年生が富士五湖へキャンプに行つた。在職中だった元



校長は、ある旅行会社が企画したそのキャンプ旅行のプランを採用し、謝礼として旅行会社から五十万円を受け取つた、と書いてあつた。僕たち一年生もこの春、そのキャンプ旅行に参加した。……五億といえれば、五十万の千倍である。金丸氏が二十万円の罰金を払つてすむのなら、元校長は單純に計算すると、二百円ですむはずだが、元校長はその後、世間の信用もなくなり、肩身の狭い老後を送ることだろう。両者ともに悪いことをしているのに金丸氏は堂々と、国会議員として居座つて、党内からは信用をなくすどころか、支持を受けているという。この

矛盾を中学生の僕にも分かるように、誰か説明してください」

昨年の五月の国会では内閣提出の『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』

(「暴力団新法」) が全会一致で成立している。広域暴力団稻川会の会長に頼んで、右翼・皇民党的行動を抑えることによって、竹下

氏は総理・総裁になることができた。日本の政治の最高責任者である総理大臣になるのに暴力団の力を借りるとは、中学生はどう説明すれば分かってもらえるのであろうか。

これは金丸氏の副総裁辞任や離党ぐらいでごまかせる問題ではない。金丸、竹下両氏の議員辞職は当然として、金丸氏と経世会に支えられてきた宮沢内閣も総

辞職るべき事態だと言わねばならない。金丸氏が受領を認めた五億円の六十余名への使われ方と所得税法違反(脱税疑惑)の問題や、二十余億円の十二人への献金や、新潟知事選にからむ三億円のうちの二億円の使途についても、検察は捜査を中止するべきではないし、国会の場でも証人喚問等によって徹底的に究明されなくてはならない。

政策資料編集委員会

委員長	早川勝	小野信一	新盛辰雄
編集委員	外口玉子	元信堯	穂山篤
会計監査	浜谷寛	山本正和	篠崎年子
渡辺博	石田武	川那辺博	佐間田勝美
元信堯	河野道夫	石田好数	菅野久光
大和銀行	浜谷幸彦	原野人	
普通	早川幸彦		
日本社会党政策審議会	河野道夫		

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 三〇〇円
年間購読料 四二〇〇円(前納)
郵便振替 東京8-800821
又は

大和銀行 衆議院支店
普通 203888
日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

November 1992

No. 314

<Foreword>

SHINOZAKI Toshiko,
Vice-Chair of Policy-making Board

<Special Features>

Kyowa and Sagawa scandals

Statement on the first day of the Kyowa scandal

Statement of protest on the summary indictment of Mr. Kanemaru

Statement 'People won't forgive Mr. Kanemaru'

Petition letter to Tokyo Prosecutor's Office

Petition letter to the Director of National Taxation Agency

[Related documents]

<Documents>

I. Statement on the result of the French National Referendum (Chairman)

II. Statement on the appointment of Mr. Ogayu Masami as Chairman of the Fair Trade Commission (Chairman of the Policy-making Board)

I. On Shadow Cabinet

Statement on the 1st anniversary of the Shadow Cabinet

Statement on introduction of 5-day schoolweek system and educational reform

Petition letter on the Government's decision on the 1992 price of grain

Policy proposals on 1993 economic and financial draft budget

II. Policy Focus

Focus issues and policies of the election

政策資料 11月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 早川 勝

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町 2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581) 5111 内線3886~7

FAX 03(3502) 5857

**PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN**

First Members Office Bldg., the House of Representatives

2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857

定価300円 (送料51円)